

在大學院文學士
史學專攻 中村善太郎著

千島樺太侵略史

東京 文友館藏版

210.598 N 449 t

本書の史料蒐集に就きては東京帝國大學付屬圖書館同文科大学史料編纂掛に負ふ所頗る多し、今茲に感謝の意を表す。

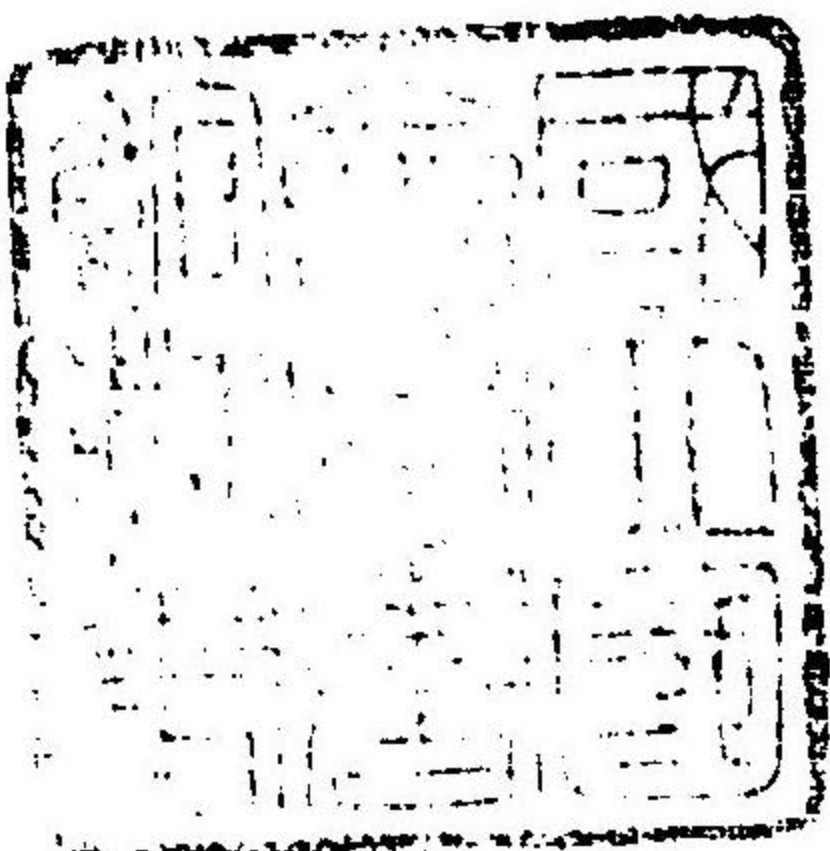
参考書目

日本史料

蝦夷草紙、休明光記、本多利明紀聞、俄羅斯雜識、漂民歸國御覽記、江戸元文四年己未御記録、翠園雜錄、押小路實潔雜記、魯齊人來朝記、視聽草、唐太山丹聞書、享和日記、享和三奉行建議書、環海異聞、長崎志續篇、クルセンステルン奉使日本紀事、ゴロウニン遭厄日本紀事、文化度蝦夷日記、文化日記、北槎抄録、陸奥紀行、北海島船記、北夷談、東靉紀行、靖北録、松前家記、唐太日記、永姓譚、邊要分界圖考、柯太概覽、通航一覽、北海道史稿、歴史地理所載文久元年露艦の對州碇舶に就て、東邦協會報告、史學雜誌所載箕作博士英魯連合日本侵略に關する文書、外交時報所載樺太懷古、幕末外交談、嘉永明治年間録、川路聖謨の生涯、開國起源、三十年史、古事類苑外交部

西洋史料

Krasheninkoff: Histoire de Kamtschatka, des Isles Kurilki, et des Contrées voisines. Tom. 2



337274

Lyon 1767

Coxe : Account of the Russian Discoveries between Asia and America London 1780.

Cochrane : Narrative of a Pedestrian Journey through Russia and Siberian Tartary from the Frontiers of China to the Frozen Sea and Kamtschatka. London 1824

Krusenstern : Voyages round the World, in the Year 1803, 1804, 1805, & 1806. London 1813.

Langsdorff : Voyages and Travels in Various Parts of the World, during the Years 1803, 1804, 1805, 1806, & 1807. vol. 2. London 1813—1814

Lisiansky : A Voyage round the World in the Year 1803, 4, 5, & 6. etc. London 1814.

Golownia : Japan and the Japanese : comprising the Narrative of Captivity in Japan, and an Account of British Commercial Intercourse with that Country. vol. 2. London 1852.

Luts : Japan in zizne Staat kundige en Burgerlijke Inrigtingen en het Verkeer met Europeische Natien Amst. 1847.

此外サリチエソニア等の西比利亞旅行記ヒルドレンの日本古今記、ラムボ一の露西亞史等多少参考せり。

目次

第一章 十八世紀より十九世紀初めに至る

露國の東方經營……………一

第一節 西比利亞經營……………一

第二節 北米に於ける殖民及び商業……………四

第二章 露國の千島樺太侵略……………八

第一節 其大平洋政策及び對日本策……………九

第三章 ラックスマンの來朝及び日本の蝦夷地經營……………一六

第一節 幕府の對外策……………一七

第二節 ラックスマンの渡來……………一九

第三節 日本の蝦夷地經營……………二五

第四章 レサノフの渡來とフォントフの來寇……………二六

第一節 レサノフの渡來……………元

 第一項 レサノフ渡來の由來……………元

 第二項 交易の請願と其拒絶……………三

第二節 フォントフの來寇……………元

 第一項 入寇の原因……………元

 第二項 樺太侵掠……………四

 第三項 エトロフ入寇……………四

 第四項 樺太再寇及び日本船燒棄……………四

第五章 露寇以後に於ける日本の探險事業……………五

第六章 ゴロウニン幽囚事件……………五

 第一節 ゴロウニンの千島探險及び其幽囚……………五

 第二節 リコルト國後に來り高田屋嘉兵衛を捕へて去る……………六

 第三節 リコルト再度の渡航高田屋嘉兵衛を返す……………六

 第四節 リコルト箱館に至りゴロウニン放還せらる……………六

第七章 ブウチヤチンの渡來……………七

第八章 ムラヴィオフの國境談判……………七

第九章 露人の對島上陸事件……………八

第十章 竹内松平二氏の露國派遣……………九

第十一章 小出大和守の定境談判……………一〇

第十二章 千島樺太の交換……………一〇

 第一節 樺太買收說……………一〇

 第二節 千島樺太の交換……………一〇

第十三章 結論……………一〇

附 録

日露外交重要事項年表……………一

目 次 終

千島樺太侵略史

文學士 中村

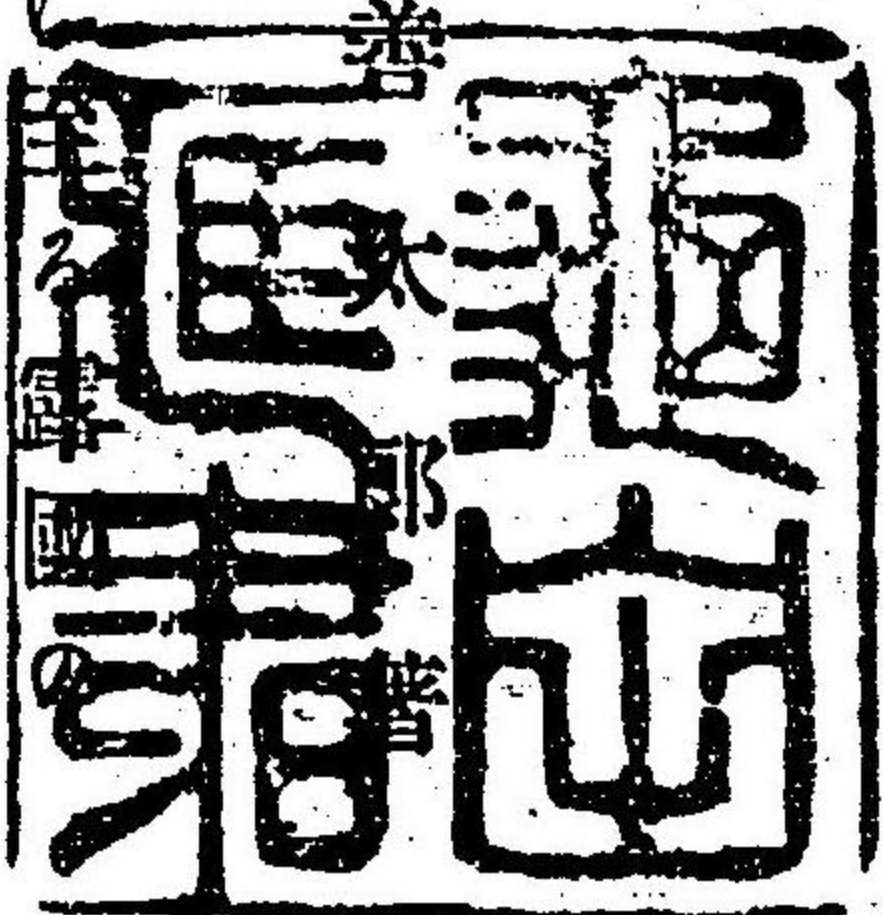
第一章 十八世紀より十九世紀初めに

東方經營

第一節 西比利亞經營

露國、其古に溯れば、東歐未開の蠻國として、西歐列國の間に齡せられざりしもの、今や世界最大の強國として、地球六分の一の面積を占有し、其一舉手一投足は、忽にして東歐に波浪を起し、極東に風雲を生ぜしめ、其世界政策侵略主義の向ふ處、瑞典衰へ、波蘭亡び、半月旗其光を失ひ、長驅ウラルを越ゆれば、西比利亞の草木風靡し、黃龍其影を潜め、朝鮮其重壓に苦み、波斯中亞に出で、は英國の頻蹙する處となる。

抑、東歐の天地、滿目の見る所、廣漠なる平原にして、高山大嶽の以て天然の國境を形成



するなし。是將に大國の起るべき地利なりとす。然れども如何せん海岸線の屈曲せるなく、良好なる港灣の以て交通貿易の途を開くべきなし。是露國がヒーター大帝以來、殆んど無意識的に侵略主義を以て累代の國是となし、領土の擴大殊に海岸線の獲得を銳意希圖せし所以也。かのブルトワ役に終れる瑞典との争は、オストセーに出でむがためなりし也。土耳其を苦むるは、地中海に英佛と權力の平衡を保たむがため也。支那を苦むるは、東海に良港灣を得むとする也。中亞波斯に争ふは、印度を牽制すると同時に、波斯灣に臨まむがため也。而して茲に述べむとする西比利亞經營の如きも、亦只に荒蕪尨大なる土壤に望を屬するに非ずして、全く東海に出でむがためなりしのみ。従つてカムチャツカ半島の征服は、一部分其目的を達したるものといふべく、其北米に於ける植民對日本關係の如きは、必然の結果としてあらはれ來る處にして、日露の關係は、露國のカムチャツカ占領によりて始めて開かれ、米國に於ける植民と關係する處あり。されば日露關係の真相を解決せむには、先簡單に露國の東方經營、殊にカムチャツカ經營の仕末を述べ、其對日本策のよつて來る處を明にせざるべからず。十六世紀の中頃、ムスコビア大侯國の勢力漸く盛にして、歐羅巴の露領を一統せむとするや、一五五五年(弘治元年)ウラル山脉に隣する西比利亞の酋長エヂケル、其地を舉

げて、時の露帝イヴン四世ニ服従せり。これ露國が亞細亞に手を染めたる始めにして、後一五七九年にはウラルのユサツク、エルマツク、ウラルを越えて、當時西比利亞と稱せし地を平げ、イヴン四世に獻じたり。爾來露廷は、銳意東方の領土を擴張せむとし、一五九〇年トボルクを西比利亞の都とし、一六〇〇年今の東西比利亞に進み、至る所に市を建て、一六〇九年トムスク、一六一八年エニセイスク、一六二六年クラシノヤルスク、一六三二年ヤツツク、一六五二年イルクツク、一六五六年ネルチンスクを建設せり。又、一方黒龍江地方に於ては、一六三六年コサツク兵オコツク海岸に達し、一六四四年には黒龍江を通航し、遂にハバロフの經營となれり。かくの如く西比利亞經營は年を追ひて進歩し、遂に一六九八年を以てカムチャツカ占領に着手せり。

カムチャツカが始めて露人に知られしは、一六〇〇年テオドットといふ者、商業のため此地に趣きしを以て始めと稱せらる。次で一六四九年には、デシユチフの率ゐし船カムチャツカにて破船し、乗組人等永く土人と共に住せしが、後兩者の間に争起り露人等皆殺されたり。一六九七年に至り、コサツクの隊長アトラツフは、新領土發見の命を蒙りて、ヤクツクよりアナデルスクに派遣せられしかば、一六九八年其部下リユーク、モロスコアをして、十六人のコレキを率ゐ、僻地の租税を納めしめしが、モロスコア

はコレキ部落以外に出で、カムチャツカに入り一城を占領して歸れり。茲に於てア
トランツは六十人のコサツクを率ゐて、カムチャツカに入りしが、其後支那商船を捕
獲して獄に投せられたり。然れども後繼者またよく南進の策を講じ、其間カムチャツ
カマイルの叛亂ありしも甚しきに至らず。一七〇五年アトランツ赦されて出獄する
や、更に政府の命を以て南進し、一七〇七年アワチンスケー灣に達したり。これ即ちサ
ンピエール、サンポールの在る所にして、後四年即ち一七一一年(正徳元年)を以て殆ん
ど全半島を一統し露領に化せり。然れどもカムチャツカマイルとの争は常に絶ゆる
間なく、遂に一七三一年享保十六年の大叛亂となりて終局を告げたり。此叛亂平定後、
政府は要害の地を除き、各大村に土民の酋長を置きて支配せしめ、基督教を輸入し、學
校を設け、土人及びコサツクの子弟をして就きて學ばしめたり。かくの如くにしてコ
サツクは、土人と共に豊富なる獵虎の捕獲に従事し、側ら内地の拓植に力を尽したり。
茲に於て北部のコレキ、中部のカムチャツカマイル、南部のシリール皆露人に服従せ
り。

第二節 北米に於ける植民及び商業

カムチャツカ占領は、露國をして東海に瀕するの國たらしめしと共に、其東方侵略に
一段落を告げしめたり。故にもし露國にして東海に於ける此地位を利用し、其侵略の
鋒を更に西比利亞以外に向くるか、或は海外植民の政策を採るに非ずんば、勇敢なる
コサツクも本來内地拓殖の民に非ざるを以て、文化の程度低きカムチャツカ土人の
間に交りて、遂に墮落のやむを得ざるに至りしならむ。
而して北米の植民と北千島の侵畧、延ては日本との交通の計畫は、カムチャツカを起
點として、東海に其驛足をのべむとしたりしものにして、共にカムチャツカ占領の結
果として觀るを得べし。而も其米國植民と日本交通の計畫とは、互に相關する處あ
るを以て、先づ米國に於ける植民に就きて説き、次に其千島侵畧對日本策に及ばむと
す。

抑露國の亞細亞東海岸、北米西岸に於ける探險は、既にピーター大帝の注意を惹き、一
七一六年にはオコック、カムチャツカ間の航路を發見し、同一七年より二〇年の間
には千島諸島を探險せしめ、十七年和蘭陀にあるや、北米探險を企畫し、二八年にはベ
ーリング、チリコフ、スパンベルグの三人ケープセルツに達し、翌年亞米利加に行かむ
とせしも果さざりき。女帝アン、ピーターの志を継ぎ、遂にベーリング、チリコフの二人

に命じて一七四一年(寛保元年)アリユールト島を發見し、同年亞米利加大陸に達せり。又一七三八、三九の兩年(元文三年、四年)にはスパンベルグ(又はスパンゲンベルグ)ワルトン、セルチングの三人千島及び日本に航せり。爾來露國商人の千島蝦夷に至る者多し。又一七三四年より四四年にはチヨシテフスコイをしてオコックよりカムチャツカに至る海岸を測量せしめ、一七六四年にはシノツドを派して、亞細亞、亞米利加間を航海せしむ。此航海によりマトウエー、セントローレントを發見せり。それより一七八五年佛人ラペルーズが東洋遠征を試むるや、露國は同年英人キャプテンビルリッングをして、東北露領より亞米利加地方を遠征せしめたり。

かくの如く亞細亞、亞米利加間の航路は、露國歴代の皇帝の命令の下に探險せられ、北米西海岸の狀勢漸く審となるや、冒險なる露國商人は先づ巨利を博せむとして、イルクツク、ヤクツクの地方より北米に奔れり。殊にペーリリッング、チリコフのアリユート島發見は、彼等をして益、企業心を勃興せしめ、加ふるに當時カムチャツカ附近の獵業、漸く衰頽に趣ける折柄、自ら費を抛ちて商船を造り、北米の西北諸島に渡りて植民地を開き、アリユート人を使用して、盛んに海獸の漁獵を試み、毛皮類を満載して支那と交易せり。而して是等植民地の主なるものはコヂアツク、シットハ、ウーシアンアラスカ等にし

て、其他セントポール、セントジョージの如き、凡てカムチャツカ半島よりアルカンゼルニ至る迄、海上至る所に散布し、附近の海岸は獵虎、海狸、海獅、海豹、鯨等の集合地として名高く、狐類の如きも其種類頗る多く、毎年捕獲の高非常なる多額に上りたり。而して是等海獸の毛皮は、やがて露の商船によりてオコックに送られ、更にイルクツクに至り、一部はサンメテルブルグに向ふと雖、大部分は陸路キアツタに運搬せられ、此處に非常なる高價を以て支那人に賣らるゝ也。然れども是等植民地も、其創設の時代には商船獵船の持主個々別々にして、多くの商會互に獨立し、アリユート人を使用して、出來得る丈多くの海獸を捕獲し、搭載し得る限りの獸皮を積み、オコックに向ひしかば、豊富なる海獸の獵場は、殆んど其種を盡さむとするの悲境に向へり。

茲に於てか、一七八五年(天明五年)イルクツクの商人にして、多年コヂアツクニ於いて獸皮採取の業に従へるジョーウセリユツクなる者、露米商會を創設し、海獸の濫獲を制限し、コヂアツクの島に倉庫を造り、イルクツクを以て商會の本部とせり。是れ即ち、ルシオアメリカンコムパニーの起源にして、會員各、資金を投じて船を造り、捕獲せる獸皮はイルクツクに送り、更にキアツタに運びて支那人と交易せり。かくの如くにして露米商會は創設せられしも、政府の保護更になく、加ふるに露商人が土人を酷遇せ

るより、兩者の軋轢常に絶えず、パウエル即位するに及び遂に商會を廢して、其商業を停止せしむるに至れり。然るにレサノッフ（後に日本に使い、交易を求む）セリコッフの女婿として莫大なる遺産を受くるや、其多くは會社の株券より成りしかば、巧に帝を説きて前の訓令を廢し、再び會社を復興し、更に與ふるに非常なる特權を以てし、北緯三十五度以北の北米の沿岸を領せしめ、同時に其本部をイルクックよりサンペテルブルクに移せり、是一七九九年（寛政十一年）の事にして、爾來商會は漸く盛大に趣き、パウエル帝も自ら商會の一員となり、貴族連も多く加入するに至れり、當時會社の資本銀貨九八〇〇〇ルーブルに對し、一年平均の收入九六六〇〇〇ルーブルに至り、政府に拂ふ年税二一〇〇〇ルーブルを越わたり、亦、以て其盛況の一般を窺ふに足らむ。かくの如く露米商會の事業は、露國朝野の注目する所となり、東方に於ける露國商業は、これによりて一時非常なる活氣を果したり。是、一七九二年（寛政四年）ラックスマンをして交易を請はしめ、一八〇四年（文化元年）レサノッフを派遣するに至りし大原因となり。

第二章 露國の千島樺太侵略

第一節 其大平洋政策及び對日本策

以上述べたるが如く、露國はカムチャツカを占領して、東海活躍の基礎を開きしより、東北米の西北に延びて植民地を開くと同時に、南、千島を侵略し、日本北門の鍵を奪はむとせり。既に南下の銳鋒避け難きさへあるに、當時松前家の統治治からず、殊に北千島にありては、武備は勿論、日本人さへ隻影を止めざる有様にて、十八世紀の初より下半期に至るまでに、正徳享保より明和安永に至る（第十八島ウルツプ以北の諸島は悉く露人の手に歸せり、露人はカムチャツカより千島列島を順次南に數へ、第一島、第二島の名稱をうちたり、ウルツプは即ち其第十八に當る。）

抑、日露兩國の人民が始めて相接したるは、アトラソフがカムチャツカ占領の際、其三年前に此處に漂着せし一名の日本人に遇へり、これ記録上最も古しとす。次で一七一〇年（寶永七年）には日本船一艘アツツカ灣に漂着し、乗組四人コサツクに救はれ、一七一一年（正徳元年）にはコサツク兵千島に侵入し、第一島クシユンコタン（今の占守島）を以て露の貢國とせり。これ露人千島に入るの始めにして、爾來十年間絶えず千島を侵略せり。一七一三年（正徳三年）にはコサツクコセロスキー日本屬島發見のため派遣せ

られ、次に一七二七年—二九年(享保十二年—十四年)には更に千島発見のため遠征隊を派遣し、一七二九年(享保十四年)日本船一艘カムチャツカに破船するや、乗組十六名中二名を除き皆之を殺せり。二人はヤクツクに送られ、次で露都に趣き、洗禮を受け、露語を學び、日本航海の通路を教へたり。一七三七年(元文二年)露國は日本の状態を視察せしめむため、オランダ人スパンゲルベルク、ワルトン、セルチングの三人を派せり。三人は翌三八年(元文三年)千島を経て本州の東北に來り、翌三九年(元文四年)五月を以て陸奥牡鹿郡の沖安房天津村に至りて歸れり。一七六五年(明和二年)にはイワンエンチ、といふ者、ラシヨリ、エトロフ、ツルツプの間を往來し、一七六七年(明和四年)得撫より歸帆の時、夷人に對して暴行を働き船を奪ひて歸り、一七六八年(明和五年)には露人ラシヨワ船にてウルツプの東浦ワニナツに集り、一七六九年(明和六年)には露人復來り、翌七〇年(明和七年)春に至り、ウルツプ出稼の擧げ、^{ボドロフ}擧げ夷人を襲ひて、長、夷兩人を殺せしかば、夷人等のがれてラシヨワ島夷と謀り、一七七一(明和八年)ツルツプ及びマカルンにある露の男女數十人を殺せり。其後一七七三年に至り(安永二年)露人夷人と和し、ウルツプに止る事六年にして去れり。又、此歲プロシア人ヘンメンゴロウ露船に乗じて日本に來り、阿波、薩摩にて薪水を求め、其恩義に感じて露の南進を警告せり。或はい

ふ露人のため日本沿岸を測量する者なりと。一七七八年(安永七年)には、ケレトフセ露船二艘を率ゐて根室キイタツフに來り、ノツカマア運上屋に若し貿易を請へり。松前の家臣上乘役明年を期して之に答へむ事を約す。翌年再び露人の來るや、松前より吏を送りて其國禁の旨を諭して歸國せしむ。ケレトフセ得撫に歸りて越年し、翌年得撫碇泊中、颶風のため其船を陸に乗りあげ、一七八一年(天明元年)小舟に乗じて歸れり。一七八四年(天明四年)ケレトフセ更に大船に乗じて得撫に來り、先年乗り上げし船を下さむとするも能はず。翌八五年(天明五年)同乗者イウユヨといふ者、得撫より擧げに來りて越年し、八六年(天明六年)最上徳内の東蝦夷地回島見分御用として得撫に至り、イウユヨ等を諭して去らしめむとせしも、言を左右に托して、尙、擧げ得撫、國後の間に往來し、前後殆んど廿年。光大夫婦朝の前年、ヲコツクより迎ひの船來りて歸れり。本多利明紀聞に是を以て露の間牒にして、毎夏二度日本の國情を記して、オコツク郡吏に送りとせり。ラングズドルフの旅行記第二卷第十五章に、廿年前此地に露國の植民地を開けりとあり。其年代より考ふれば全く相一致す。

かくの如くにして得撫以北の十八島は、安永の頃には最早日本の有にあらず。殊に日本は得撫を以て自己の領有とするも、其實露人のみこれに住居し、エトロフ夷人は、只

漁獵のため渡島するに過ぎざりしかば、露人は勿論自己の屬島の如く思へり。一七八六年(天明六年)最上徳内のウルツプに渡るや、露人曰く、先年の如き亂暴は(イッシュヨ徳内への話し)天明三年露船一艘カラフトに來り、夷人と争鬪の結果皆殺され、船は漂ひてウルツプに至りしに、擇捉人其積む所の貨物を奪ひ、火を放ちて船を焼き、貨物は船に載せてエトロフに歸る途中沈没せり。此事露人の聞く所となり、大に怒れり。國に主なきを示すものなり、此地を開く者即ち主なりと、以て其一般を察すべし。其後ウルツプ島へは一七九五年(寛政七年)ケレトブセ、ワシリコンチニチ等數十人渡來し、東浦に家屋を設け、永住の謀をなしたれば、一八〇一年(寛政十三年)幕府吏を派してケレトウセに會し、歸國を命じたるも、猶依然としてウルツプにありしかば、一八〇三年(享和三年)エトロフ人のウルツプに至るを嚴禁し、全くウルツプとの交易の道を絶ちたり。一八〇五年(文化二年)ラシヨワ島の夷人、エトロフに渡來せし時、露人等歸途レフン、チリホイにありしといへり。かくの如く斷續しながらも露人の往來繁きを以て、名は兎に角、實際に於てウルツプは露人の占領する所となれり。

又、擇捉島には、一七五六年(寶曆六年)に日本人の漂流せし以後一人も來らず。一七八六年(天明六年)最上徳内の渡島するや、夷人等日本人を珍らしく、隣村より見物に來る者

多かりしといふ。又、一七九一年(寛政三年)の渡島には、島内シャルシャム村に露人の建てたる十字柱を見たり。

露人の千島侵略の次第は上叙の如し。こゝに東韃靼の海岸に沿ひて樺太島あり。古より日本の領地と稱せるも、其占領の實なし。露人の初めて茲に來りしは一六五〇年(慶安三年)なりといふ。爾來其北部は全く露人の占領する所となれり。日本よては元祿、明和の兩度松前より視察せしめたる事あるも、只、南方の海岸に沿ひしのみ。一七八六年(天明六年)に至り、始めて幕府より普請役山口鐵五郎外四人をして、樺太島を巡行せしめ、野佐に達せり。其後一七九二年(寛政四年)ラックスマンの渡來迄は殆んど放棄の姿なりし也。

以上述ふる如く、十八世紀の末に至りては、露の北太平洋に於ける領域非常に擴大せられ、北米の西北諸島、千島、樺太の北部は其手裡に收められ、亞細亞、亞米利加に於ける露領の交通は極めて自由となれり。若し露國の外交にして、今日の世界政策の如きものあらしめむか、北太平洋に於ける海上權は、全く露の掌握する所となり、太平洋に於ける商業は其手裡に歸せしならむ。然れども、當時の露國は今日の露國にあらず。陸海軍の備へ全からず、加ふるも、一六八九年ネルチンスク條約によりて、アムール附近に

於ける露の勢力全く脱落し、爾後百五十年間太平洋に向ふ出口を閉塞せられしかば、此策の如きは到底實行するを得ざりし也。然れども、かくの如き政策が英邁なるカタリナ二世(一七六二年—一七九六年)によりて、成を後年二期して畫策せられたるや疑を容るべからず。即ち千島樺太の探險侵畧は、女帝の時代より於て最も顯著となり、即位六年即ち一七六八年(明和五年)日本語學校をイルクツクと起せしが如き、其滿やたる野心禁す可からざるものあるを見る也。一七九二年(寛政四年)北米に於ける露國の商業、漸く盛大な向はむとするの際、アダム、ラックスマンを派して、漂民を送るを名とし、一は日本の國情を視察し、他は交易の成否を窺はしむるに至れり。之を要するは露國の對日本策は、其太平洋政策より出づるものにして、太平洋に於ける海上權と商業權とを、齟齬せむと試みたるものといふべし。

然るは、佛國歴史家ルフェブル、ボンテール、英露連合日本侵略に關する文書を、同國外務省記録局より發見せりとて、アンナールド、レノール、リール、ブル、デ、シアン、スボリチー、ク、登載せり。此文書は一七七五年頃、英露連合して日本侵畧の策あるを、當時ロンドン駐在の佛國公使コムト、ド、ギヌが聞知し、同外務大臣に報告せる通信也。即ち其文書の概略は、

當時ロンドン駐在の露國公使館書記官、佛國に滞在中英露兩廷の關係を就き質問を受け、不注意も兩國連合して日本侵畧の謀あるを述べたり。即ち「ロンドン朝廷は余程以前より、日本併呑の事を露國に申出で、オスタヒチ島人を郷土に歸すため、近々出發するキャントン、ワツクと命じて、カムチャツカに上陸せしめ、日本に向ふ航路と、日本征討準備に對する助言を與へしめ、露國はこれが報酬として、遠征、成効の曉には、多数の軍艦を派して英國を助け、日本の港を開き、盛に輸出せしめむ」と然るに予は、書記官の談話の實否を確めむがため、昔てペテルブルグ學士會院秘密記録所に出勤せし、セレルよりカムチャツカにありし、ボニオウスキ男の談話を聞きしに、露國がイルクツクに海軍學校を置き、カムチャツカに用ふべき人材を養成し、又日本の諸島を巡りて其臣民を掠め、イルクツクに日本語學校を建設せし事、又二年前出兵の必要な西比利亞地方に、多数のコサツクを集めたる事も明になれり。加之英國新聞によれば、クツクが近々オヒタチに向て出帆し、カリフォルニアに向ふとの豫報あり。これ實は日本帝國に對して、非島を奪ひ取るの計畫なり。故に此遠征を防ぐには、日本皇帝に危急を豫告し、鐵材武器を贈るにあり、かくせば露國は恐れてやまむ。

と、恰も此時は北米十三州が英國に叛きし時、英國之が鎮撫に苦み、露よ二万の兵を借らむとせり。而して此對日本策が其報酬の如く考へらるゝ也。然るに此秘密は、ロンドン駐在西班牙公使によりて察知せられ、佛國公使ギニヌ伯に告げられしが、二万人借入の事は露帝の評定官によりて拒絶せられ、英國はヘツスカツセル撰擧候より一万二千人をかり受くる事となり、佛國が抱きし英露連合の疑懼も全く解けたり。當時佛國は、植民地を英國に奪はれ平かならざりしが、十三州の叛亂により英の勢力を挫かむとし、北米を助けたる際、英露連合志を東西に遂げむとする風聞を耳にし、かくは日本に助勢し、此計を挫かむとしたりし也。

此秘密の計畫は、當時露國の日本侵略の事實に徴し、且は豪邁奇智に富めるカタリナの畫策としては有り得べき事實の如く思はるゝも、英國が印度に近き支那を捨て、日本を侵奪せむとは余りに迂遠也。又露の西比利亞に出兵せる事も、其出所頗る曖昧にして、殊に機密中の機密が外交官の口より洩れ出づる如きは、決して有り得べからざる事也。要するに一場の坐談にして、荒唐無稽の言たるは疑なかるべし。

第三章 ランクスマンの來朝及び日本の蝦夷地經營

第一節 幕府の對外策

前章述ぶるが如く、元文の頃より露船屢、北地にあらはれ、ウルツプ以北の十八島は全く露國の侵略する所となり、エトロフ、樺太亦露人の來住するありて、其警報は頻々として幕府に達せり。是より先、將軍吉宗が進取の政策は、享保五年(一七二〇年)を以て、鐵書の禁を解き、那蘇敦に關繫なき洋書は之が翻譯を許せしかば、有志の士は和蘭陀の書により、日本と海を隔て、ロシアてふ大國の隣邦あるを知り、北門の忽にすべからざる折柄、オロシアの聲は騒然として、泰平の隋眠を破り、海邊防備の急を論ずるの士多く輩出せり。即ち林子平の如きは、天明六年(一七八六年)海國兵談を著はして、海國の兵制を論じ、海防の必要を絶叫せり。茲に於て幕府の老中松平定信は、天明五、六(一七八五—一七八六年)の兩年を以て、幕吏をして蝦夷地を巡行せしめ、北門の急なるを察知すると共に、輕忽に事を構ふるなきを欲し、寛政三年九月朔日(一七九一年)を以て、異國船取扱に關し左の如く訓令せり。

(前略)總て異國船漂着致し候は、何れにも手當致し先船具は取上置き、長崎表へ送り遣し候義、夫々相伺はるべき事に候。以來異國船を見掛候は、早々手當の人數を

差配り先づ見掛りは事がましくなき様も致し筆談役或は見分の共を出し様子を相試み可申候。若し拒み候趣に候は、船をも人をも打碎き貪着なき筋に候間彼船へ乗移り迅速に相働き打捨にも致し召捕へ候儀も尤も相成べく候。勿論大筒火矢など相用ひ候も勝手次第の事に候筆談等も相調ひ又は見分等も拒まざる趣に候は、成たけ穩に取計ひ右船をば計策を以てなりとも緊き置き船具をも取上置き人をば上陸いたさせ番人と付置き立歸り申さる様に致し置て早々相伺はるべく候。若し異議も及び候は、捕へ置き申さる可く候。

是明に外國船に對する幕府の所置を明言せるものにして、ラツクスマン、レサノフ、ゴロウニンの事件皆之によりて處断せられたり。而して此訓令に見ゆる計策を以てなりとも一句は、只に計策を以て外國船を抑留するに止まらず、應接、談判等あらゆる外交上の場合に適用せられたり。今日清韓の兩國に於て探る如き詐僞的外交は、當時の日本に於ても唯一の外交方針たりし也。かくの如き外交方針は、如何にして發生し來りしか。寛永令に見わたる過激なる擊攘策は、如何にしてかくは豹變したるか。是即ち蠻書の解禁以來、外國に關する知識の漸く我邦人の頭腦に輸入せられ、かつは北地に於けるオロシヤの聲も威赫せられしより、單に侮蔑を以て臨みたる外國に對して、

漸く恐怖の念を生じ、茲に臆病にして優柔不斷なる外交方針を形成するに至りし也。而して自然の結果は、斷然鎖國を宣言する代りに、同じく鎖國の方針を探りながら、曖昧なる態度を以て外國を怒らすことなく、手の裡に弄びながら、斥攘せむとせし也。而して此外交方針は、先此方針を形成助長せしむるに於て、第一の事情たりし露國の頭上も加へられたり。ラツクスマンに對する處置即ち是也。

第二節 ラツクスマンの渡來

十八世紀の後半、露國が千島、樺太の侵略によりて日本と堺を接し、米國植民によりて、東方商業の盛大な趣く頃、カタリナ二世は命をシベリアの總督フイルに下し、リュウテナントアダムス、ラツクスマンをして、日本の漂流者幸太夫外一名を送りて、修好交易を乞はしむ。時一七九二年(寛政四年)也。

これより先、天明二年(一七八二年)伊勢の船頭幸太夫、小市、磯吉等十七人、二見屋彦兵衛の手船神昌丸に乘じ、紀州城米を積込みて江戸廻しの際、駿河沖に於て楫をいたぬ、それより漂流して同三年(一七八三年)カムチャツカに着し、同八年カムチャツカを出帆しオコックを經、寛政元年(一七八九年)イルツクに着せり。茲に至るまで一行十七

人は五人に減じたり。此時に際しカタリナ二世日本と交通を開くの志あり。一七九一年(寛政三年)幸太夫等をペテルスブルグに召して歸朝を命じ、通商の意をほのめかして其意を日本皇帝に傳ふべきを以てす。即ち使節を従うて歸朝せしめたり。ラツクスマンは寛政四年(一七九二年)を以て、速送船カタリナ号に乗り、一行四十五人オコックを出帆し、同年九月四日蝦夷地根室に入津し、日本通事をしていはしめて曰く、國王臣等に命するも三人の漂流を送りて江戸に至るべしと。四書及び進献の物あり。翌年四五月に至るも(露曆にて)沙汰なき時は、直に船に乘じて江戸に至らむと。松前勇之助之を幕府に報するや、幕府は一方松前家に命じて露船を抑留し、露人を牽制の内は優遇せしめ、他方は十一月二日を以て石川將監、村上大學を使節應對のため松前に向はしめ、寛政五年三月二日松前より若し、根室より露人を引見す。六月廿一日松前濱屋敷に於て第一回の會見を遂げ、廿四、廿七と都合三四の會見により、露使の希望を容れず、交通の請願を拒絶せり。即ち第一回の會見に於て、齋す所の國書は進献の物品と共に返還し、且、諭して曰く、從來交通せざる外國の船舶我國に來れば之を捕獲し、或は追撃する事祖宗の國典なり。たとひ我漂流人を送り來るも、長崎以外は上陸を許さず。又、從來通信する外國人、日本に漂流せば、之を紅毛船に托し本國に護送せしむる

も、我國に害ある者と認めれば、留めて歸さず。況んや初より通信なき國に於てをや。然るに今日我邦人を護送するの勞を思ひ、我國法を辨へざるを以て、無事に送り還す也。爾後、威を此地にとる勿れ。言語文字相通せず。従つて敬禮疎漫の誤解を生ぜむ。寧ろ通信せざるのまされるに如かず。又、國命によりて強ひて江戸に至らむとするは、これ反つて國命に逆ふに外ならず。今官吏諭す所は漂流民護送の勞を思へばなり。漂流民交附の事も此地に於てするも妨なし。江戸に至らざれば交附せずとならば、強ひて受くるを要せず。これ邦人を憐まざるに非ざるも、大典を紊るを憚るがため也。重ねて漂流人を送らば、長崎に至り有司の指揮を受くべしと。即ち左の書面及び信牌を交付せり。

書 面

此たび送來ところの書翰一つは横文字にして我國人の知らざる所也。一つは我國の假名文に似たるも雖其語通じ難き所多く文字もまたわかり難きによつて一つの失念を生せんもまた憚るべきを以てくわしき答に及び難しよつて皆返し與ふ此旨よく可心得者也

信 牌

オロシヤ國の船一艘長崎へ入るためのしるしの事

爾等に諭す旨を承諾して長崎に至らんとす抑切支丹の教は
我國の大禁也其像及器物書札等を持來る事なかれ必ず害せられんことあらん此
旨よく恪遵して彼地に至らば猶研窮して上陸をもゆるすべき也それかために此
一張をあたふる事しかり

石川 將 監 書 判
村上 大 學 書 判

政府の指揮を奉じて

アマムラックスマンレンシレイオロムサウに給ふ

寛政五年六月廿一日

次で第二の會見には漂流人を交付せしめ、猶當浦にては決して交通を許さざる事を
反復し、遠海の所、遂に漂流人を送り届けたるに感謝を表するため、目錄の通り土産物
を贈與する事を述べたり。ラックスマンは二十五日を以て、假名書の承諾書を呈出せ
り。次で第三の會見にて、目錄の通り米百俵、麥百俵、長刀、鶏卵、鹿肉等を與へ最後の會見
を終れり。茲に於てラックスマンは、六月晦日松前を發し、七月四日箱館に着、七月十七
日歸國の途に上れり。

以上述ふる所によれば、日本は斷然露の通商を拒絶したる如し、然れども露使は、これ
を以て絶對的拒絶とは認めざりし也。

其後レサノフの來朝するや、長崎の信牌を持參し、且は松前に於ける告諭を楯として
通商を乞へり、而して當時松前に於ける告諭の歐州に傳はれるものによれば、全然拒
絶せし風に見えず、即ちゴロウニンの遭厄日本紀事第一卷に、ラックスマンに與へし
諭文あり、其第三ヶ條目に、

交易の事は我國の掟にて長崎の外に於て是を議する事能はず、故に甲必丹ラック
スマンに信牌を與ふ、是を所持行時は長崎の港に入船すべし、また其所に重き役人
あれば、其願に就ても勘辨する事あるべし。

とあり、是明に長崎に行けば交易も許すことありの意を含めりといふべし。而して日
本當時の記録亞魯西亞人來朝記に、

交易の儀は随分聞き届くるにより長崎表へ相廻り候様仰付ヲランダ又は朝鮮交
易の次第并御取扱御條目の趣具に仰合云々

と見ゆ、北海道志には其出處を詳にせざるも、松平定信が石川、村上に令し、露人松前に
て交易を願ふは、露と相去る事近ければ也、長崎の如きは道遠くして露人の欲せざる

所也、我宜しく此後長崎に至るべきを以て答をなすべし、然らば彼首屈し、自然に退却して來らざる事疑なしと、要するに露人の容易に退去せず、北邊騷擾を極むるを恐れ、斷然たる拒絶をなす事能はず。かくの如き詐僞的方便を用ゐて追拂はむとせし事明也、即ち前にあげたる書面、信牌の外、其告諭の中に、遭厄紀事、亞魯西亞人來朝記に見ゆる如き趣を論せるならむと思はる。又、たとへかくの如き告諭文なくとも、書面に見ゆるが如く、猶研窮して上陸をもゆるすべき也との曖昧なる語句、又、再び日本に來る勿れと戒めながら、長崎回航の信牌を授與するが如きは、明に當時の日本外交の精神の存する所を示せりといふべし。

かくの如くにして、ラックスマン渡來一件は終を告げしが、カタリナ二世が彼を派遣したる目的は、既に前にも述べたる如く、太平洋政策の一端として實行せしめたるものにして、北米、東亞に於ける露國商業の擴張に伴ひ、日本との交通を求むるにあり。即ち幸太夫のメテルスブルグの宮廷に謁するや、カタリナは「其方とも日本送り届候間、此末此方の船難船等も有之其地へ參り候節、御心添被成御送被下度、猶又相互に商賣致度思召も御座候は、随分船は差遣可申候然れども、別て此方より商賣の儀願候には無御座候間、何れとも勝手に可被成候……日本國王へ可被申上候」と、又、同大臣の託

せし言に、世界の國大抵我國に交通通商せざるは無之候に、日本のみ通信無之候、此度汝等を送り歸候、因みに交易の儀を取繕ひ度候事、乍去強てと申筋にては無之旨と、是によれば、交易を熱望するの事實は明瞭也、然れども是を「レサノ」渡來時代に比すれば、其熱心の度猶遙に低かりし也。

第三節 日本 の 蝦夷地 經營

北門の騷擾一方ならざるに當り、ラックスマンの王命を奉じて、公然渡來するに至りしかば、幕府の狼狽一方ならず、寛政四年十一月七日沿海の諸侯に令して海防の事を警備し、同十七日松平定信に命じて邊海の事を掌らしめたり、寛政六年三月には定信自ら豆相の沿岸を巡行し、越えて九年七月には外國漂流船の處分を諸藩に訓令せり、かくの如く一方海防に嚴密なる注意を拂ふと同時に、他方には日露の争点たる蝦夷地の經營に着眼せり。

寛政九年十月には津輕寧親に命じて、箱館を警備せしめ、同十年三月目付渡邊胤使番大河内政壽、勘定吟味役三橋成方をして、蝦夷地を巡察し、勘定奉行石川忠房をして、江戸にありて此事を監せしむ、これより先、天明五、六の兩年、最上徳内幕命を以て蝦夷地

を巡行したりしが事態愈々急なるを以て此舉に及びし也。かくて渡邊胤は松前にありて事を執り、大河内政壽は東シヤマまで、三橋成方は西宗谷まで巡行し、同年各歸府して蝦夷地の形勢不穩なるを報ず。又、石川忠房は勘定吟味役近藤重藏をして、東蝦夷、エトロッンを巡廻せしめ、國後に越年して露人の狀勢を報せしむ。是等蝦夷地巡行の結果は、多年放棄せられし北門の危険を感じ、寛政十年十二月には書院番頭松平忠明を以て、蝦夷地經營の事を統べしめ、遂に十一年正月には松前章廣の領地東蝦夷地、南浦河より北シレントコを限り、其他の島々に至るを七年間幕府の直轄とせり。是、松前の小藩政令布及せず、露人の奥地より土人を懷けて漸次蠶食し、遂に蝦夷の内地に及ばむ事を恐れて也。同年勘定奉行石川忠房、目付羽太正養をして、蝦夷地取締御用掛とし、前の松平、大河内、三橋と五人相協同して、蝦夷地の經營を計らしめ、松前家の苛政を廢し、土人の子弟を教育し、耕作の道を教へ、メツカ打等の惡風俗を禁じ、道路を改築し、橋梁を架し、所々に官舎を置き、交易、授産を司らしめ、八王子千人頭、原半左衛門以下所屬同心の子弟を伴ひ、警戒及び開墾に従事せしめ、此事業の歳費を五万兩と定む。かくの如く、蝦夷人を撫育して日本化するに務め、同時に津輕南部より各五百の兵を以て北地の警備に宛てたり。次で寛政十二年には高田屋嘉兵衛貨物を搭載してエトロッンに至

り、之を夷人に給し、漁場十七ヶ所を開き、漁具を授け、生業を教へ、伊能勘解由の蝦夷地を測量するあり。享和元年松平、石川、羽太、蝦夷地を巡察し、普請役中村小一郎、目付高橋治太夫は樺太を巡視し、小一郎東海岸をチイフツに至り、治太夫は西海岸シチウヤに至りて歸れり。かくの如くにして、蝦夷地經營の事業は益々進捗し、翌享和二年二月には小納戸頭石川忠房、目付羽太政養を蝦夷地奉行とし、奉行所を函館に設置す。全年七月には町奉行、寺社奉行、勘定奉行の建議により、東蝦夷地を以て永久上地とし、幕府の直轄と定むるに至れり。又、同年近藤重藏、山田鯉兵衛をしてエトロッ、ウルツプの露人の舉動を視察せしめむとし、三年にはエトロッに至りて、蝦夷人のウルツプに出稼するを止め、露人との貿易を停止する事によりて歸國せしめむと謀れり。同年函館奉行所の建築成り、爾來安倫、正養、年毎に交替して、蝦夷地撫育の事に盡力し、其成績頗る顯著にして、物産は年を追ひて饒多となり、遂に牧場を開くに至れり。爾來民夷共に其業に安んじ、蝦夷人撫育の効あらはれしかば、文化四年四月七日を以て全蝦夷地を幕府の直轄と成し、安倫、正養の二人をして之を管せしむ。かくの如くにして、蝦夷地の直轄はよく時宜に適し、奉行の精勵によりて行政漸く整頓するに當り、不幸にもッオシトフの侵畧を蒙るに至れり。

第四章 レサノフの渡來とフォントフの來寇

第一節 レサノフの渡來

第一項 レサノフ渡來の由來

露國は寛政四年一七九二年ソックスマンを日本に派遣せしより殆んど十一年の間、再び來て修好貿易を乞ふものなし。然れども幕府の穩便詐僞なる外交は決して成効せざりし也。長崎遠しとの世界を知らざる島國日本人の口より出づべきものにして、長崎に來れの小細工は、シベリアを横斷して北米にわたれる露人には、何等の影響をも與へざりし也。

然らば此十一年の間、何故に再び來つて長崎に交易を求めざりしか。英邁なるカタリナ二世は、其後僅に四年即ち寛政八年一七九六年を以て没し、ポール（一七九六年—一八〇一年）其後を嗣ぎしも、當時佛國大革命の時に際し、就れの國も安堵の念なく、且北米に於ける露人と米國土人との軋轢甚しく、露米商會の事業は一時之が中止を命ぜしかば、日本と交通を開くが如き事は、焦眉の急にあらず、従つて即位三年の間は日本との交通の如きは、念頭に浮ばざりし也。

然るに寛政十一年一七九九年ポール帝の侍從エム、フォン、レサノフ、露米商會の創立者セリコフの女婿として會社の株券を受くるや、帝に説きて再び會社を復興し、ポール帝をも會員とせしかば、東方に於ける露米商會の事業は再び露國の注意を惹くに至れり。此時に當りキャプテンクルステンは、本國より北米植民地に送るべき需要品の輸送頗る困難なる上、露米商會の毛皮をオコックを経てキアクタに運搬するにも、二年餘の歳月を要するを以て頗る迂遠なりとし、アレキサンダー即位の翌年即ち一八〇二年享和二年策を海軍大臣モルドビノフ、商務大臣ロマンツフに呈して曰く、先、クロンスタットより船を出だし、船大工其他造船に入用なる道具を載せて、アリユート島或は米國に向ひ、茲にて船を造り、毛皮を載せて廣東に行き、毛皮を賣りて支那商品を買込み、マニラ、バタビア、印度にて東洋の商品を搭載して歸り、販路を獨乙北方に求むれば巨利を得むと。アレキサンダー此議を賛し、クルステンをベテルスブルグに呼べり。これ即ち享和三年（一八〇三年）より文化三年（一八〇六年）に至る遠征隊派遣の動機にして、露帝は更に此好機會を利用して、露米商會の總裁レサノフを日本に派し、交易を乞はしめたりし也。これによりて見るも、此世界一周の遠征隊は單に地理的探險のものにあらず、また使節レサノフを日本に送るがため企てられし

にもあらず、其實は露國の太平洋に於ける商業を擴張せむがためにして、シベリアを
 經て露領北米に向ふの迂途にして且危険なるを感じ、大西洋を巡り太平洋を過ぎて
 北米に向ふの航路を發見せむとし、これによりて露領アメリカと支那との海岸貿易
 を開始し、北境に隣せる日本との交通を求めむとしたりし也。

而して日本への使節派遣をして有望ならしめしは、ラツクスマンに與へられし告諭
 及び信牌と漂流者の護送也、告諭及び信牌の事は既にラツクスマンの條に於て述べ
 られたれば、茲には漂流民の事に就きて少しく述べむ。

寛政五年十一月七日(一七九三年)仙臺の水夫津太夫等、石巻の沖船頭平兵衛に備はれ
 て、若宮丸に乗込み、船頭平兵衛に従ひ、凡て十六人仙臺の用木米を積みて江戸に向へ
 り、然るに翌八日より暴風となり、遂に漂流して六年六月五日露領のウ、ンアラスカ
 の一島に至りしが、同十二日露人此島に來り、誘うてアワツカに至り止る事數月、寛政
 七年(一七九五年)オコツクに送られ、奉行所より銅錢三百枚の手當と日備をなして日
 を送ること八年、享和三年三月漂流人十三名マテルスブルグに送られ宮城に參内し、
 皇帝、皇太后、皇后、皇弟の謁見を賜ひ、皇居の各室、博物館等の參觀を許され、津太夫、儀兵
 衛、佐平、太十郎の四人は、レサノフに伴はれて日本に歸る事となれり。

第二項 交易の請願と其拒絶

享和三年七月廿一日(一八〇三年)露船ナデシユタ、ネヴの二船は、世界一周の目的を以
 てクロンスタットを發せり、ナデシユタはクルシエンスタルン(紀行あり)之を率ゐる乗
 組人八十五名、ネヴはリシアンスキー(紀行あり)之を率ゐる乗組人五十四名、日本への使
 節レサノフは理學者ラングスドルフ(紀行あり)及び漂流人四人と共にナデシユタ号
 にあり、此二隻は英國を經て、カナリア諸島を過ぎ、ブラジルに向ひ、セントカザリンよ
 り大洋に出で、ポーン岬を巡りてワシントン諸島に向ひ、途中サンドキツチ島にて、ネ
 ヴ船は北米植民地に向ひ、ナデシユタは文化元年六月八日(一八〇四年)アワツカ灣に
 入り、サンピエール、サンポール港に着、それより千島の東に沿ひ薩摩琉球の間を巡り
 て北西に進み、九月六日(露曆十月九日)伊王島に碇泊せり。

時に肥田豊後守、成瀬因幡守、長崎奉行たり、先之を神の島に入れ、翌日檢使を派して來
 港の理由を質す、レサノフ即ち交易請願の事、漂流人護送の事を告げ、先年の信牌下付
 に對する謝意として献貢を捧げ、國書を奉じ、江戸拜禮を冀ふ事を述べ、信牌を出して
 其偽にあらざる事を證す、茲に於て先、信牌を取上げ、國書の寫しを呈出せしむ、即ち

恭敬しく

三三

大日本國王の殿下に露西亞國王より呈進する書に載する所は貴國御代々幾久敷御代繁榮を謹て祝賀仕候次ぎ我祖國土を創めしより國王彼得を第一として女帝カタリナ第二とす此二代に至り我國張業し其末オランダ國フランス國エグレス國イタリヤ國イスパニヤ國といふ國其外國々戦争差起候へ共我國の計ひを以て國々相鎮め諸邦に義を顯し歐羅巴の諸州大平に及す然るに貴國は本國より懸隔なりと雖屬國の地方不遠に是迄信義を通じ候義無御座候得共向後の義は格別信義を結び申度祈望に奉存候昔年より貴國の御仁徳の儀はカタリナかねて承知罷在候處不計先年貴國の船難風にあひ我國へ漂流仕り候に付其人々御國へ歸朝せしめ候ため十二ヶ年以前自國より船を出し連渡り候其節の役のもの格別御手厚の御取扱に仰付けられ其上我國の船再び貴國へ乗渡に於ては長崎の津に至るべく信牌を下し賜はり感謝無量の仕合に奉存候右謝禮のため今般使節を以て江府へ拜禮爲仕以來貴國の高儀に欣服し猶交易の道を開き申度心願にて大日本國王膝下に拜禮を相願候に就ては其身柄を撰み我心服の臣カアムルヘル官ニコラスノットと申す者令渡海候素より貴國の御作法不知案内に付何卒御國法を

も御示教に預り申度存候

一、先年難船に逢我國へ漂流せし貴國の人々撫育仕置此節連渡候

一、積年御當國を慕ひ信義を結び度念願に奉存候此一書を呈し向後何事に限らず御用筋承り度奉存候心願の通交易相蒙候に於ては我風國カテヤックアレウテキユス、ジュレンス、是等の島々より渡らせ船の儀一艘に限らず其數其指揮に任かせ長崎の津其外の地にても御指揮次第渡來爲仕可申候若又向後貴國の人我國内何の浦に漂流たると雖聊無差支令入津扶助致し置候様兼て津々浦々に至るまで命を下し置候其人々御當國何國の津へ連渡り可申哉將又商法等に就ては心願の通則使節ニコラスノットへ具に申合置候間貴國高官の御方々御尋の次第も御座候は、右使節の者に御沙汰被成下度奉存候

一、時計仕込象造物、一、大鏡、一、獵虎皮、一、象牙細工物、一、砲銃大、小、種々、

右は微儀の至りに候得共自國の産にまかせ貢上仕候御照納被下に於ては欣幸至極奉存候其外國産の奇品等可備上覽奉存候

彼得堡にて即位三年六月三十日

露西亞國王アレキサンドル 判

三三

かくて檢使は露船を出るに際し、兵器彈藥を押收せり、兵器彈藥の差押は一行の感情を害する事甚しく、其後船を港内に入れ島に上陸するを乞ひしも許されず、而も山上には警備の兵を以て、海上には番船を以て、露船の周圍を取巻き警固極めて嚴重なり、レサノフ病氣の故を以て上陸を乞ひしが、初めは許されず、後漸く木鉢浦に竹矢來にて圍み、腰掛塙を造りて之を許可せるが如き、或は乗船に垢入のため荷物の濡るゝ恐あるを以て上陸の上修復をせんことを乞ひしも、江戸よりの命なれば上陸せしむるを許さず、後十一月十七日に至り漸く梅ヶ崎に上陸を許し、使節の居を建てしが如きも、長崎奉行が非常の大英斷を以て、幕府の怒に觸るゝを恐れ、使節一行には非常に恩を著せて許可したる所也、又、和蘭陀船が歸國に際し、露本國への書翰を托せむとせしに、只一行の無事を通ずるのみを許され、それ以外の通知を禁せられしが如き、露人にとりてはあらゆる點に於て束縛を受け、恰も海中の牢獄に投せられたる有様なり。然れども使節に對する以上の待遇は、長崎奉行が幕府の外交方針たる、外國船取扱に關する訓令を遵奉して行ひし處にして、幕府老中が長崎奉行に下せる外客接待の訓令は、十一月廿一日を以て漸く長崎に達せり、即ち種々評議の結果、信牌も所持し、願の

筋も判明なるにより、嚴重なる取扱は悪し、万事可成平和に取扱ひ、竹矢來の如きは不穩なるを以て之を撤し、番船も余り多きは悪し、病人は紅毛屋敷にて養生せしめ、船も港内に引入れしむべし、然れども凡ての者に上陸を差許すが如きは、斷じて不可なり、といふにあり、要するに可成平和の手段をとり、さりとしてこれを優待するにもあらず、林大學頭、柴野彦助の上書にある、此度御取扱の儀は怨もなし、徳もなしと申振合にて取扱はしめたる也、此訓令の達してより一行に對する待遇稍、緩となり、山上の戍兵を撤し、船と陸との交通を許し、船舶修繕の際にも充分の材料要具を供給し、レサノフ病氣の際は日本の醫師を派し、官吏をして絶えず見舞はしむる等頗る懇切を極めたり、一方長崎に外客接待の訓令を達すると同時に、江戸にありては老中等評議に時日を費せしが、林大學頭、柴彦助の議を採用し、通商を許すは是、露國をして邪宗を廣め、國土を侵さしむる基にして、國家有用の貨物を以て無用の品と交易するもの、寧ろ其請願を斥け、献貢物を受けず、斷然交易を拒絶するに如かずとせり、即ち文化元年十二月を以て目付遠山金四郎を、使節應對の委員として、長崎の二奉行と共に事に與らしむ、翌二年二月廿五日遠山教諭、書付を携へて長崎に至り、三月六日を以て第一回の應對をなせり、先改めて渡來の主意を問ひ、次で松前渡來の節書翰を持參するを禁ぜしに

何故持参せしや、又何故長く信牌を使用せざりしや等の問答にて終り、翌七日第二回の會見をなし、豊後左の教書を朗讀せり。

露西亞國へ御教諭書

我國昔より海外に通商する諸國少からずと雖事便宜にあらざる故に嚴禁を設けて我國の商賈外國に往來を止め外國の買舶も亦容易く我國に來る事を許さず強て來る海舶有と雖固く退けて入れず只唐山朝鮮琉球紅毛の往來する事は互市の利を必とするにあらす其來る事久敷素より其謂れあるを以て也其國の如きは昔より未曾て信を通せし事なし不計るに前年我國漂流の人誘て松前に來て通音を乞ひ今又長崎に到りて好みを通じ交易を開かむ事をはかる既に其事再びに及んで深く我國に望む所有も又切なるを知れり然と雖望請ふ所の通信通商の事は重ねて爰に論ずべからざるもの也我國海外の諸國と通商せざる事既に久し隣誼を外國に修むる事を知らざるにあらす其風士異にして事情に於けるも又權心を結ぶにたらず徒に行李を煩はしむ故を以て絶て通せず是我國歴世對疆を守るの常法也争か其國一价の故を以て朝廷歴世其法を變ずべけんや禮は往來を尙ふ今其國の禮物を受けて答へずんば禮を知らざるの國とならむ答へむとすれば海外万

里何れの國か然るべからざらむ容れざるの勝れるに如かず互市の如きは其國の有所を以て我なきに易ふ各其利有るに似たりと雖通じて之を論すれば海外無價の物を得て我國有用の貨を失はむ要するに國計の善なるものにあらす況んや又輕漂の民姦猾の商物を競ひ價を争ひ只利是謀て稍もすれば風を壞り俗を紊る我民を養ふに害ありて深く取らざる所也互市交易の事なくて只信を通じ新に交を結ぶ素より我國の禁忽にしがたし爰を以て通ずる事をせず朝廷の意の如し再び來る事を費す勿れ

と、次で因幡守長崎奉行よりの言渡しを讀み、和蘭陀通事之を翻譯す、是、即ち交易拒絶の教書なり。

レサノフ已むを得ず承諾の旨を述べ奉行は船中の者に綿二千把、薪水の料として米百俵、塩二千俵を送る事を述べ、遠山金四郎は江戸にて再參評議のため、空しく時日を空費せしめたるを謝せり。レサノフは献貢の物も受理せられず、江戸に行く事も許されずして、賜物を受くべき理なしと主張せしが、八日已むを得ず薪水を受け謝禮を述べたり。此日途中船繋のため、捨切手を請ひしも許されず、唐寺參詣藥草取の事も許されず、十日漂流者の受授を終り、同日檢視より漂流者處分に就きて言渡あり、即ち日本

船漂流せば和蘭陀又は咬留陀へ送られたし、露船日本に漂着せば阿蘭陀船に托して歸國せしめむと、十七日日本の國書及び和蘭陀譯文を使節に授け、十九日押收の兵器彈藥を還付せり、茲に於て露船は文化二年三月廿日半ヶ年以上の幽囚をのがれ、遂に目的を達せずして長崎を出帆せり。

かくの如き交易の拒絶は、勿論從來の鎖國の國是に従ひしものにて、日本より見れば決して怪むべき點なし、然るに此使節を載せて來りし船長クルシエンステルン及び同乗せしラングスドルフ等は、其紀行に於て此失敗を以て和蘭陀人に歸し、日露交易の開始は、永年醜斷せし和蘭陀の日本貿易の上に少からざる損害を來すを以て、日露兩國の間に介ちて爲す所ありしが如く記せり、又ゴロウニンの遭厄紀事にも、ゴロウニン、ガリコルトと共にボートマウスにありし時官人プロインの話に、英船骨て和蘭陀の海船を捕へしに、其船中長崎の和蘭陀人より、パタビアの長官に送る書中、露人の事を惡様に言ひ、日本に來るを得ざらしめたりと記しありしと、之に對して當時日本に駐在せし和蘭陀のカピタンドーフは、其冤罪なるを主張し、出來得る限り露人のため周旋せりと記せり、和蘭陀人が中間に立ちてなす所ありしとは、もとより有り得べき事にて、天明五年和蘭陀人が露の千島侵略を警告し、露人を惡様に罵りし事は、俄羅

雜識に記され居り、加ふるに寛保二年(一七四二年)商賣半減の訓令以來、益、和蘭陀貿易に制限を加へられし折柄、蘭人が日露交易の成立を妨げむとするは自然の情也、然れどもレサノフ渡來の時、幕府の對外方針は依然として鎖國に固執し居たれば、風説の如き和蘭陀の離間策が行はれずとも、交易を許すが如き事方々あるなし、要するに露人の説は、自國に傳はれるラックスマンの信牌と告諭に重きを置き、必ず許されむと豫期せし交易の、案外にも拒絶せられたるより、和蘭陀の離間により其使命を全うせざりしと考へしならむ。

第二節 フォントフの來寇

第一項 入寇の原因

長崎信牌、ラックスマンの告諭、露國の勢力加ふるに自己の位置とにより、交易の許可を確信せるレサノフは、半年以上の冷遇を船中と海岸に忍びつゝ、江戸より使節の來るを待ちしが、愈、應接の曉には意外の結果に驚き、且は怒り、且は失望せり、さきに長崎に向ふの途、四國の海上にてアレキサンダー一世の戴冠を祝し、我等は將に國家のため富と知識の新源泉を開かむとす、今日は露國臣民一統の深く慶賀すべき日也、而も

始めて我國旗を長崎阜頭に見む。する我等に於ては最も切なるを見る。と叫びし彼は、今や使命を全うするを得ず、表には感謝の色を浮べ、裏には復讐の念を裏みつゝ、長崎を退くの已むを得ざるに至れり。然るに、茲にレサノフをして一層失望せしめし所以のものあり。それは既に第一章に述べし如く、レサノフは露米商會の總裁たる事也。もし日本との交易にして開かれなば、東洋貿易の活動と共に、露米商會の事業は益々擴張するに至るべかりし也。

かくて、レサノフの憤懣は遂に、癒すべくもあらず、長崎に於ける交易の拒絶は、やがて其反動を蝦夷の北邊に見るに至れり。是、即ちフォントフ來寇事件にして、長崎に於ける交易の拒絶及び其冷遇は、全く之が原因を形成せりといふべし。レサノフが如何なる機會によりて、フォントフ等を使喚して、此舉に出でたるかを述べむ。レサノフを載せたるナデシユタ号は、一八〇五年四月十八日(文化二年三月廿日)以下ラングスドルフの紀行によるを以て西暦を主とし、日本暦を従とし括弧内に入る。長崎を出帆し、航路を日本海にとり五月十一日(四月十四日)宗谷へ着、十三日カラフト、ルウタカに着船せり。宗谷ルウタカにて日本人に會し、此邊一帯の地備なきを見、アエリ灣附近經營の容易なるを看破し、六月五日(五月九日)を以てペタルンバウル港に着せり。使節レサ

ノフ理學者ラングスドルフは、茲に上陸せしが、偶、此時海軍士官リユーテナント、フォントフ、フォントフ、リユーテナント、フォングダビドフの兩人、露米商會の海軍を造らむためオコツクより來りて此處に在り、ラングスドルフ始めて此兩士官と交を結べり。レサノフは使をペタルンバウルに派し、交易一件を報告し、自らはラングスドルフと共にマリア號に乗じて、米國に於ける露領植民地視察の途に上りたり。時、六月十四日也。フォントフ、ダビドフも亦其一行に加はりて植民地を巡行し、八月廿五日シットヘム至り此處にてラングスドルフは同じ船にてサンフランシスコに向ひ、レサノフはエノ号に乗じ、フォントフ之を率ゐ、ダビドフはアラス號を率ゐ、八月中に此地を出帆せり。レサノフは此時を以て千島侵略の好機なりとし、此二人を利用して南下千島を寇掠し、以て報復を計らむとせり。而してバルラスが、千島列島は以前露の領域なりしといふを口實とし、直にダビドフをして千島に向はしめたり。アラス號はウーシアラスカ附近にてエノ號と分れ、ウルツプ又向ひしが、風向あしく且暴風のため此年はウルツプに至るを見合せ、ペタルンバウル港に歸れり。一方フォントフの率ゐしエノ號は、レサノフを載せて九月オコツクに達してレサノフを下し、其秘密の訓令を受け、アラス號の秘密偵探隊に加はらむがため、十月樺太に至り、日本植民地の存立するを見

て、露人の占領権を犯せりとして之を掠奪し、四人の日本人を擒にして、十一月ペテルエンバウル港に着せり。これフオントフの第一回カラフト侵掠にして、其年は此處にて送り、翌一八〇七年五月二日(文化四年三月廿六日)アラス、ユノの二船アワツカ灣を發し、エトロフ及びウルツプに向へり。是第二の露寇也。

以上は主としてラングスドルフの旅行記に載する所にして、著者自らフオントフ、ダビドフより聞きし處也。これよれば千島の寇掠は全くレサノフの意見に出でたるものにして、政府の命令によりて行ひしにあらず、只彼が憤懣のあまり一個人の取計に依るが如し。又、フオントフが後にリシリ附近を荒して、オエツクに歸るに際し日本捕虜をして松前奉行に呈せしめたる書よれば、此侵掠よりて日本の意志を翻し、露との交通を開かしめむと欲するも、其後間もなくしてレサノフ、フオントフ、ダビドフ相次で死し、かくの如き意志なりしや否や確め難し。然るにゴロウニンと共に箱館に幽囚せられたるモールの上書によれば、レサノフは初のフオントフ等に此暴舉を命ぜしも、後悔ゆる所ありて之を止めむとせしが、フオントフ等聞かずして侵掠したる也。然れどもゴロウニンが箱館に於ける審問の際、此事件に就き屢、糾問せられレサノフは、帝の不興を蒙り、二士官は罰せられたりといふは誤ならむ。ラングスドル

フ旅行記に據れば、レサノフはオコックより上陸して、イルクツクに向ひ、それよりペナルスブルグに向ふ途中、クラノヤルスクにて落馬し、未だ充分の復命をなさずして死せり。又、フオントフ、ダビドフは千島侵掠以後、一八〇七年の秋イルクツクに趣き、翌八年春ペテルスブルグに歸りて、瑞典戦争のため砲艦に乘組みて効を奏し、それより再び首都に歸り、翌九年九月誤つてネヴァ河に溺れて死せり。かくの如く千島、樺太侵掠に就きて、露國政府は當事者に對し何等の賞罰を加へし事なし。要するに該事件はレサノフ一個人の意見より出でし所にして、千島、樺太の備なきに乘じ、私憤を洩したるにはあらざるなきか。此事件の經過より觀る時は、該事件は卑劣なる海賊的所業よ過ぎずして、政治的の意味を含まざるものゝ如し。

第二項 樺太侵掠

樺太島は寛政年間に至り、松前家より運上屋を建て家臣を送り、漁業、交易を監督せしめし、一年中僅く夏より初秋に至る數ヶ月間の滞在よ過ぎず、仲秋に至れば監督松前に歸り、番人等の運上屋に越年するに過ぎず。然るに文化三年九月十一日松前の家臣既に松前に歸りし後、フオントフはユノ號を率ゐて樺太島ヲイトマリに上陸せり。

蓋しレサノフの内命を受けてオコツクを發し、直に樺太に向へる也。先、夷人の家に至り父母を脅迫し、其子の十七八才なるを強むて露船に伴へり。次で廿三日朝短艇三艘、軍船一艘、三十余人同乗して、クシユンコタンに上陸し、連上屋に至り四人を屋外に止め、他は屋内に入る、連上屋には番人七人、夷人九人ありて之を襲せしに、露人懐より書を出だして讀みしも通せず、交易を乞ふの意を示せしかば、番人等禁制の旨を形容にて示すや、首領の命の下に露人は番人四名を縛して本船に送り、一室に監禁し、連上屋庫中に在る米酒雜貨を掠奪し、連上屋其他十一ヶ所の家屋を焼拂ひ、辨天社の神体を奪ひ、漁船等にも火を放ち、前に捕へたる夷人の子を放ちて本船に歸れり。かくてユノ號は九月廿七日までクシユンコタンに止まり、翌廿八日出帆、十月十三日カムチャツカのペテルエンバウル港に着せり。

第三項 エトロフ入寇

樺太にては、以上の如き變事ありしも、船を燒棄せられしかば、宗谷に渡るを得ず、從て松前に報ずるの途なし。翌文化四年三月樺太島支配人柴田格兵衛、宗谷より出船して樺太シラタンに着し、土地の蝦夷人、其實況を聞き直ち之を松前に報せり。四月六

日飛脚松前より遠し、松前より箱館奉行及び幕府に通知せり。四月十日飛報箱館より達し、奉行羽太正義急調役深山宇平太をして津輕の兵八十人を率ゐ、住ひて宗谷を守らしめ、更なる南部に移牒して其兵を徵せり。同年一月廿三日露船二艘エトロフナイホに着、翌日上陸、廿五日更なる上陸して亂暴狼籍を極めたり。

これより先、レサノフの内命を受けて樺太を侵略せしフオントフは、一旦ペテルエンバウル港に至り、文化四年四月三日を以てダビドフと共ユノ、マリアの二船を率ゐて出帆せり。ユノにはフオントフ等四十二三人を同乗し、マリアはダビドフ等廿二人乗組み、先より樺太まで捕へ來りし番人等はマリア號よりうつせり。かくて廿三日の夜ナイホに碇船發砲したりしかば、ナイホの番人直に急をシヤナに駐在せる幕吏に報せり。

然るに翌廿四日ダビドフ等十余人、上陸して番屋に至り、番人にあひ、一旦歸船して後又廿人許り上陸し、番人五郎次、左兵衛等五人を捕へ、屋内の米鹽を掠め、火を放ち、廿七日、ナイホを去れり。然るにシヤナに在りては、支配吟味役菊池惣内、南部の漂流民を送りて箱館に行き留守中にして、調役戸田又太夫、調下役關谷茂八郎等ナイホの變報を得て大に驚き、廿八日を以て會議を開き、南部、津輕の兵二百余人を以て會所を固守せむ

事を決せり。廿九日早朝戸田、關谷等各、戦争の準備をなし、露兵戦を挑むを待ちて發砲すべし、決して我より發すべからずと誓しむ。かくて正午に近き頃露船二艘來り、ユノはナヨカに、マリアはシヤナ會所より二十町沖に碇泊し、短艇三艘にフオントフ等廿八人乗組み發砲して海岸に迫れり。戸田等番人陽助をして布片を棹頭さしづに附けて其發砲を止む。露船をかすしてアリムイに近く三短艇を寄せ發砲す。日本兵之に應砲するものあり。間宮林藏等之を以て禮砲とせしかば、戸田は更に陽助をして行きて露人を質さしむ。露人遂に上陸して發砲し、流丸陽助の股を傷く。茲に於て戸田等兵を指揮して應戦し、一場の小戦闘を開けり。露人は魚槽庫を岩とし、日本人は辨天社の側より砲撃す。砲聲に至り露人等火を倉庫に放ちて本船に歸れり。此戦闘は露人の負傷三名、日本兵死者二名、傷者三名也。此夜洋中の二船は絶えず發砲し日本兵の遁るゝ者相次ぐ。茲に於て戸田、關谷等は一旦退却して後圖をなさむと決し、南部津輕の兵を退け、自らシヤナを去りアリムイに至り、翌卅日更にのがれてルベツに走れり。戸田はルベツに向ふ途中自殺せり。

露人は五月朔日上陸して、會所に亂入し、大小の船に酒、米、具足、長柄、大筒、短筒、小筒、燭旗、幕、金屏風、脇差、家具等を積み込みて本船に歸り、二日目には南部の火業師大村治五平を捕へ三日夕シヤナを出帆せり。

然るに關谷等は遂に奔つて振別に至り、十日、クナッリに避け、幕醫伊藤見達をして急を箱館に告げしむ。見達晝夜兼行八日にして箱館に達し、羽太正義にあひ露人來寇の事情を訴ふ。茲に於て一方は急を幕府に報じ、一方は佐竹酒井、南部、津輕の四藩に兵を徵す。既にして諸家の兵箱館に屯集するもの三千餘人に至れり。羽太正義之を指揮し、九百人を以て箱館を守り、他は厚岸、根室、國後、松前の要所に分ち防禦に備へしむ。

第四項 樺太再寇及び日本船漂葉

五月三日の夕シヤナを發せる露船は、七日に至りて蝦夷沙首崎にかゝりしが、警備極めて嚴なるを見遂に錨を抜いて去り、廿一日オイトマリに着、廿三日ルウタカに上陸し、番屋二軒、藏九棟を焼きしかば、百余人を以て固めたる松前の家臣松前左膳は狼狽して逃走せり。

それより露船は廿八日まで處々に航し、廿九日に至りリシリ附近に碇泊せる。松前の商船宜幸丸を襲ひしかば、乗組の商人等船を捨て、端舟に乗じて逃れ、殘す所の米、酒、貨物等は露人の奪ふ所となる。宜幸丸の商人は逃れてリシリにある、幕府の官船万

春丸に到り事情を訴ふるや、万春丸の乗組人皆端舟に乗じて逃る。これより露船は附近を航し六月二日再びシリに歸り、万春丸に残留せる武器を奪ひ、三日には誠龍丸を奪ひ、四日誠龍万春の二船を焼棄せり。

かくの如くにして、露船はリシリ近海に暴威を逞うしたる後、樺太にて捕へたる番人及びエトロフにて捕へし大村作五平等を放還して、付するに松前奉行に呈するの書を以てす。五郎次、左兵衛の二人は之を携へてオコックに向つて出帆せり。番人等誠龍丸の端舟に乗じ、六月十九日宗谷に歸航し、同所詰支配調役深山宇平太にフオントフよりの書を呈せり。其文(假字文)に曰く、

(前畧)度々長崎へ使者を遣し候得共、只返辭もなくへんくなされ候故、異變初めて此許の天下様より大きくして腹立て商ひもなくは、赤人同様樺太(脱字)夫によつて最初願を置候得共、聞受なく夫故此度の手並見せ申候て聞ない時には北の地取上申す可候なろふ國ならば返辭の便にへもすます事に御座候樺太又はウルツプ迄赤人つゝ行かれますに依て追散してやります又は希ひの筋叶せ候は、未代心易致候(下畧)

と記し、文化五年樺太、ウルツプに來り、通商の諾否をまつ旨を述べたり、依つて幕府は

松前奉行の意見を参考し、不得要領の返書を造り、フオントフの亂暴を批難し、前非を悔ひ日本捕虜を還さば、來年六月カラフトにて有無の挨拶に及ばむ、との返書を松前奉行に下し、露船の來るをまちしが、文化八年プロウニンの渡來まで、邊境また露人の渡來するものなし。

前に述べしごとく、フオントフの亂暴は全く一種の卑劣なる海賊的所業に外ならざりしも、當時泰平の世調練は遊山と變じ、刀劍は伊達を飾る道具と心得し時代なれば、二百餘人の多勢を以て、十餘人の露人に追まくられしも無理にあらず、永姓譚に見ゆる俗諺中、露人侵掠に關する諷刺頗る多し、今、其一を挙げむに娘道成寺に、

米に恨はかづゝござる……今度舟のつく時は世上めつぼう騒ぐなり戰場の正しききつゝ石火矢は寂滅今かと騒ぐなり、聞く人もなし、我も後詰の苦をさけて今度の難を逃れあかさん、いづく語らぬ馬鹿らしき亂し事を亂るといはないは、只言つきりなぞいふても御上は阿房ものそこらこゝらと寄せられて言てたまらぬ、負不覺津輕さへ只うかゝぞうでもオロシヤは悪性もの……固めする身は誰も死身の騒ぎ詰南部譜代の臣も打死何か夜る晝る忍籠がくるやら羽太安藝から度々の早打夫が本事じや一ひ二ふ三ひ四よ蝦夷へ行衆は所せんさまで供になる

身はなじみはなれて泣もあるさて治り兼てをもにつとめたる蝦夷じやあ
當時日本國中の騒動、當時の武士の氣質歴々として見るべし。

五〇

第五章 露寇以後に於ける日本の探險事業

エトロフ侵掠の報、五月箱館に達するや、奉行羽太政養は菊池惣内をエトロフに向はしめ、次で牒を酒井、南部、津輕に發して援兵を求め、同時に江戸に、向つて急使を馳せたり。幕府は若年寄堀田正敦をして大目付中川忠英、目付遠山景晋を従へて蝦夷地に向はしむ。正敦等七月廿六日箱館に着し、羽太等と共に日夜善後策を講じ、八月二日には神谷勘右衛門をして國後島を、巡行し、小普請近藤重藏をしてリシリ島を巡視せしめ、同月九日には正敦自ら奉行等を率ゐて、箱館松前附近の警備を巡視せり。又十月には箱館奉行を廢し松前奉行を置き、四人を定員と定め、文化五年正月には、會津の兵千五百人をして箱館、擇捉、國後を守り、會津の兵五百人を各要地に分遣せり。

かくの如く、蝦夷地の形式的警備漸く整ひたる後、文化五年四月を以て調役下役松田傳十郎、間宮林藏をして、樺太島を探險せしめたり。

四月十三日松田傳十郎、間宮林藏、蝦夷人と共に宗谷を發し、カラフトのシラ、ヌシに着

岸す。茲に道を分ち、傳十郎は西岸を傳ひ、林藏は東岸に沿ひて船出し、島の北端にて相會するを約す。傳十郎はシラ、ヌシを出船し、アトヤ、ダントナイ等を経て、ホロコタンに至る。松前領の時代、此地まで進みし者ありしも、是より奥に入りしものなし。夷人等曰く、これより以北は山丹ユメレングル、オロツコ等ありて、多く不法の事をなす。傳十郎漸く夷人を諭してトマリホシに至り、五月十七日にはノタシヤムよりナヨロに至り、次でモシリヤに至る。モシリヤより舟行五里オチツミに至り、土人三四十人を見る。スメレングル、シルンクルの混種也。此地にて奥地の夷言に通ずる夷人を率ゐて通辭とし、次でノタトに至り、土地の貴人に面し、茲に止る事六月九日より十八日に至るも、少しも林藏の事を聞かず。十九日ノタトの對岸ナツコに至り、それよりラツクに至りしが、海草腐敗して進み難し。即ち樺太の北端とし、ラツカを以て國境と定め、ナツコに歸り、翌日ノタトに至らむとする海上、林藏の夷船に乗じて來るを見、相伴ひてノタトに歸りて上陸す。是より先、林藏東海岸に沿ひて奥地シレトコに至りしに、潮流急にして夷船にて進み難し、遂にやむなくして元の道に歸り、マカヌイより山越ねをなしてナヨロに至り、傳十郎の事を聞き、其跡を追ひて茲に會せし也。林藏の請によりて再びナツコに渡海し、ラツカ崎に至り、進み難きを以て共にノタトに歸り、六月廿日宗谷に

着せり。此時奉行河尻泰之巡視して茲に來り、二人の功を賞し、更に林藏に東海岸シントロより、奥地の見残せし部分の探險を命ず。茲に於て林藏再び北蝦夷國境を見分して、遂に滿州領に入る事となれり。

同年七月十三日間宮林藏西蝦夷地宗谷を出帆して、其日シラヌシに達し、十七日夷船に乗じて此地を發し、廿三日トクナイに至る。漸く舟子六人を雇ひ八月三日出發、十五日リヨナイに泊し、九月三日トクンヨカウに至れり。寒威益々強く、貯糧多からず、從夷去らむとするもの多し。已むを得ずリヨナイに歸りしが、志を空くせむ事を恐れ、遂に夷人二名を率ゐる積雪を犯して陸行し、十一月廿八日トクナイに歸り、茲に年を越へ、翌六年正月廿九日出發して奥地に向ひ、二月二日ワシヨロに至り、茲にて地夷五人を雇ひ、船を發して四月九日ノテトに至りしが、海岸凍合するを以て五月七日迄滞留、八日山船をかりて出發し、十二月ナユラーに至る。是より北は、怒濤高く危険なるを以て從夷行くを背せず、十二日船をかへし、十九日再びノテトに歸る。此間食物窮乏し交換すべき鉄物も少くなりしを以て夷家に寓し、漁獵を助けて生活し、其土人より露國の境界を聞き、遂に文化六年七月廿六日死を決して夷人七人とノテトを發し、東靉に向ひしが風荒くしてラツカに返し、七月二日更に出帆し、初め東靉靉モトマルを見、それより

地方に沿ひカルクマエに泊せり。同三日出船トカウシホ等を過ぎてムシホーに泊し、山を越ぬてタハマチ河に至り、六日此處より流を下りキナー湖に出で、次でウルケーに達し、十一日ウルケーを出で、マンコー河に臨めるテレンに至る。滿州假政府のある所也。滞留七日清國官吏と語る。七月十七日歸途に就き、シャレーに泊し、十八日キタイ、廿日アラレ、廿二日ハル、廿六日アルメイ、廿七日ハマー、廿八日ワーンに着、八月二日ヒロケーに着し、船を出で、海岸に沿ひ、六日ハカハバに着、七日出船ラツカ崎に泊し、八日ノテトに歸れり。茲に二三日逗留、十一日出帆して文化六年九月十五日シラヌシに至り、廿八日宗谷に歸着せり。

此行凡そ二年二ヶ月、あらゆる困難を排して樺太より東靉に渡りし如き、當時の人としては實に稀に見る所の人物なりとす。茲に至りて多年島なりや否やに就きて争論になり居りし樺太も、全く島なる事を知れり。かくの如くにして、幕府は一方蝦夷地の警備を嚴にし、邊寇に備ふると同時に、他方にありては松田、岡宮をして探險に従はしめ、一意露の南進に備へたり。かゝる蝦夷地に於ける日本の活動は其動機を何處に置くべきか、他なし。フオントフの亂暴に對する日本人の發奮なり。日本開けて以來他國に負たる事なき國也。然るにこの度エトロフ

の大敗は残念過不之とは、當時の露寇を目撃したる人の言也。されば多少氣概を有するの士は皆、露寇事件の不甲斐なきを慷慨し、平山潜の如きは上書して自ら浮浪の徒を率ゐ、露の邊境を襲はむ事を請ふに至れり。

以上述ぶる如く、フオントフ侵略後、日本の北地に於ける經營は非常なる盛況を呈し、恰もフオントフ亂暴に對する復讐のため、露人の來寇を待つ有様なりしが、遂に文化八年を以て其希望を滿たすべき好機會は來れり。是れ即ちゴロウニン事件也。

第六章　ゴロウニン幽囚事件

第一節　ゴロウニンの千島探險及び其幽囚

文化八年三月(一八一四年四月)露國政府は、カムチャツカのペテルエンバウル港にある同國軍艦ヂアナ號船長キャプタンゴロウニンに命じて、南千島、シヤンター島及び韃靼の海岸五十三度三十八分より、オコツクに至る間を測量せしめたり。これもとより露國南進の準備として、企畫せられしに相違なきも、かのフオントフの如く侵略の目的を以て來りしものにあらざる事は、ゴロウニン等が終始行ひし跡を見ても明なり。即ち千島蝦夷近海の精密なる測量を遂げ、後日の用に供せむと欲したりし也。

三月十五日ゴロウニンは、船をペテルエンバウル港よりアワツクに廻させ、廿五日出帆豫定の如くナデシユタ海峡に至り、四月五日を以て測量を始め、五月九日までニクリル十三島、ラシヨア第十四島、ウセシル第十五島、ケトイ第十六島、シモシリ第十七島、チリホイ、マカンタル第十八島、ウルツブを測量し、始て日本人と會せり。五月九日ゴロウニン等は、エトロフの一端とは知らず、船を島の西北アトイヤ沖につけ、在島のクリル人に就きて、島の状況を知らむとせり。偶、幕吏石坂武兵衛ラシヨウ人を護送して茲に來りゴロウニンと會せり。ゴロウニンは石坂の間に答へ、フオントフの亂暴は政府の知る所にあらず、茲に來れるは薪水を求むるがため也。石坂は此地に薪水なきを以てフウレベツに向ふべしとて、同所詰の幕吏にあてたる書を與ふ。茲に於てヂアナ號は十一日に訪問せるラシヨウ人アレキセイを伴ひて、エトロフを出帆せり。先ウルツブに至りて沿岸を測量する事三日、デッリーザ海峡を過ぎ、フウレベツに向はんとせしが、逆風のため南シエトロフ東岸を測量せり。アレキセイの勸に従ひ、振別に向はず國後に至らむとし、雲霧のためエトロフ、シコタン、クナヨリ邊を往來し、遂に廿六日クナヨリの東端ケムライ岬に至れり。松前奉行支配下役奈佐政辰、南部勤番の物頭と謀り防戦の備をなし、陸上烽火をあげて根室に警報し、海岸の要所には大砲を据ゑ、築

火を点し夜中の襲撃に備へたり。その夜は無事に過ぎしが、翌廿七日露人端艇一艘に七人同乗し、陸地を去る五十尋の所に至るや、陸上より發砲せしかば本船に引かへせり。廿八日に至り露人は空桶を劃し、一方水を盛れる玻璃瓶の小片一握の米を入れ以て薪水を求むるの意を示し、他方には西班牙銀錢羅紗等を納め、これ等を以て薪水の價に償ふの意を示し、又日本砲撃の圖を入れ、其不法なるを悟らしむる意にて、之を海岸近くに浮べたり。然るに政辰等は之を以て單に交易を請ふものと思意せしが、猶チアナ號の港内近く寄る時は、砲撃して粉碎せむと欲せり。廿九日露人端舟に乗じて海岸の村落に來り、薪水魚類をとりて金巾の手袋を残して歸れり。茲に於て政辰は一計を案じ、翌日露人少數にて上陸せば、打拂はず多人數に及ばば、之を打拂はむの意を繪二枚に認め側に其意味を假名にて記し、前の浮樽にをさめたり。露人は此圖を以て應對を好まざるものとし、或は陣屋の前に船を浮ぶるはよきも、再び桶を浮ぶるを好まざるの意に解し、西岸に船をうつし終日水を汲ましめたり。六月二日に至り露人等端舟を出し、水を汲まんとしてホントルベツに上陸せしかば、政辰は十餘人を送りて其渡來の仕末をきかしめ、更に相約して午後海上に會して、薪水の事に就き問答せしが、結局要領を得ずして別れたり。三日露船また來りて水をとり、本船に歸らむとする際、

日本人のため呼びとめられ、渡來の目的等に就きて問答し、最後に食料の事に及び、政辰ゴロウニンと會見の事を約し、一旦本船に歸り、夕方に歸り石松武兵衛よりフウレベツ詰合の幕吏に宛てし書を送れり。よりに日本人は明朝を期して、ゴロウニンの上陸を待つべきを報せり。六月四日ゴロウニンは士官モール、ヘルブニコフ、水夫四名とラシヨア人アレキセイ等を伴ひ、凡て八人上陸して政辰と應對す。政辰は先、露人の姓名位階船名を問ひ、レサノフの事、露船亂暴の理由を質し、チアナ乗組の數、露國軍艦の數などを聞き、最後に食料の事は政辰一人の決し得る處にあらずして、松前に問合さざるべからず。従つて卅餘日を要する事故、ゴロウニン等士官三名中一人と、アレキセイは陸に止りて待つべしと、ゴロウニン曰く、質を止むる事は自ら一存にて決するを得ず、本船に歸り議する所あらむと、政辰即ち脅迫して曰く、公等一人たりとも此處を去らば我割腹せむと、ゴロウニン等其權幕に避易し、海岸を指して遁れしが、政辰左右に令し悉く之を捕縛せり。かくの如くにしてゴロウニン以下皆縛に就き再び日露の交渉を見るに至れり。政辰が露人を捕へしは、全くフォントフ亂暴に對する復讐として、初は露船を撃碎せむ事を欲せしも、其舉動の侵略に非ざる如きを以て、穩に之を捕獲せむと企て、巧に之を欺き兵力を用ゆる事なくして捕へしなり。而してゴロウニ

シ以下が其術中に陥りしは、ゴロウニンの記事によれば政辰との會見までに充分の薪水をとりたれば、最早之を求むる要なきも、誤解せられたるフオントフ一件が、露の國家に關繫なきを證せむがため、會見するに至りしものゝ如し。

奈佐政辰は露船の襲來して、ゴロウニン以下を取戻さむ事を恐れ、直に捕虜八名を箱館に護送して入牢せしめたり。是より八月廿二日迄箱館に在りしが、監房の模様食事等に就きては決して粗末ならざりし事、ゴロウニン自らの記す所にして、此間五回の吟味あり。主としてフオントフの乱暴事件に關し、露の軍備等に就きても審問せり。ゴロウニン等はフオントフが其後政府より罰せられたる事を述べ、是は無根の事實なる事第四章第二節に述べし如し。該暴舉の全く政府と關繫なき事を斷言せり。

八月廿五日箱館より松前に護送せられ奉行所の吟味を受くる事となれり。此處にても審問は相替らずフオントフ一件に關するものにして、時々露の軍備、風俗等に及べり。而して牢内の模様、箱館に於けるよりは一層改善せられ、九月下旬には牢内に爐を切り、酒を許すなど、凡て賓客としての待遇なり。而して奉行はフオントフの二件明瞭となりしを以て、江戸に其旨を告げて、不日放免せむとの意を洩せり。然れども露人等は脱獄の念初より盛にして、これ等の優遇も、村上貞助の就學も、幕府村上貞助をして

ゴロウニンに就きて露語を學ばしむ。翌年三月二日新宅に移されし事も、皆生涯幽囚の意に解せられ、遂に廿四日夜に乗じて脱獄せしも悉く捕へられたり。然れども寛裕なる奉行荒尾成章は、毫も之をどがむる事なく、一旦は入牢せしめたるも六月十三日にな至り別宅に移し、益、優遇したり。

第二節 リコルト國後に來り高田屋

嘉兵衛を捕へて去る

ゴロウニンを失へるデアナ號は、副長リコルトの指揮に依り、直に船を陸に寄せむとせしが、退潮にて進むを得ず。やがて陸上よりの砲撃により、應戦せしが同勢少くして、船を燒かるゝの恐あり、従つてクリール測量の成績を傳ふるを得ざるを遺憾とし、寧ろオコックに歸り、事情を述ふるを以て策の得たるものとし、砲戦を止め、三晝夜を過して六月七日出帆し、十六日を経てオコックに至り、ゴロウニン等の仕末を報告す。露國政府は彼に命ずるに、再びデアナに乗ヒクリールの探險を遂げ、クナツリに至つてゴロウニン以下の消息を聞かしむ。茲に於てリコルトはリチカラ號を副船とし、フオンドンの捕へ歸りし五郎次、及びカムチャツカ海岸に漂着したる攝津三影村の與茂

吉等六人を率ゐ、六月廿六日オコックを出帆し、八月四日國後のトマリに着し、漂民與茂吉をして書を國後の官吏に送り、日本の漂民を送還するによりて、ゴロウニン以下をかへされたしと、與茂吉遂に歸り來らず、茲に於て再び漂民を送りて、官吏と會見を求めしに要領を得ず、遂に八月廿一日五郎次をして行いてゴロウニン等殺されたりと傳ふ、よりて更に日本官吏の彼等を殺せしとの證を請ひ來るべしと、五郎次亦遂に歸らず、これより先國後詰合の幕吏木田彦助は、露船の來るを見て、直に戦闘の準備をなし、或は松前箱館に至らむ事を恐れ、五郎次の使するや、ゴロウニン等は米酒を盗むの故を以て、是を殺せりと告げしめ、屢、露船に向つて發砲せり、リコルトは己むを得ず、日本船を捕へて、ゴロウニン以下の消息を知らむとし、八月十三日小船を捕へ、翌日高田屋嘉兵衛の持船よて、嘉兵衛をはじめ廿五人乗組める觀世丸を捕へたり、茲に於てリコルトは漂流人四名を歸し、嘉兵衛の同意を得て、嘉兵衛及び水夫二名を伴ひ、八月十八日カムチャツカに向て出發せり、船中リコルトは嘉兵衛の談話により、ゴロウニン以下の健在を知り、九月十二日を以て、ペテルエンバウル港よ着せり。

第三節 リコルト再度の渡航高田屋嘉兵衛を返す

リコルトは嘉兵衛の人となりを敬愛し、之が獄籍につとめたり、而して嘉兵衛亦、獨得の伎倆を振ひて兩國の講和を計り、リコルト勸めて曰く、日本人は只フォントフの亂暴に就いて條陳を得むとする也、故にイルクツクの總督をして、フォントフの亂暴は全く國家の干知する所にあらずとの書を日本に送らしめば、必ずゴロウニン等を放還すべしと、リコルト即ち此議を贊し、嘉兵衛の説く所をオコックの官司に告げ、イルクツク總督より松前奉行に送る書翰を得、再び嘉兵衛と共に國後に至らむとせり、文化十年五月廿日出帆、廿日間を経て國後トマリに着し、嘉兵衛の水夫二名を遣り、松前奉行への書を傳へしめ、翌日リコルト、嘉兵衛と共に上陸せむとす、此時以前の水夫歸り來りて、嘉兵衛の上陸を促せしかば、嘉兵衛のみ上陸して、翌日松前奉行よりの書を露船に送れり、これより嘉兵衛は屢、露船を訪ひ、七月六日ゴロウニンが自ら健在を報ずるの書を持參せり。

一方松前に在りては、リコルトの書を得るや、吟味役高橋三平をして國後に在りて、露人と對談せしむ、嘉兵衛吟味役の旨を受け、七月十三日露船に至りて曰く、フォントフ日本所屬のクリール島及びサハリン島にて亂暴せしは、オロシヤ政家の全く知らざる所なりとの證書を、官人二名の捺印にて差出すべし、又、其節の掠奪品は返還すべく、

もし探索して得ざる時は其旨書面にて差出すべし、依つて今一度オコックに歸り、我望む所の證書を得て箱館に來らば、予も(三平)政府に乞ひ露人を放還せむと、茲に於てリコルトは七月十五日國後を出帆し、十五日を経てオコックに入り、其上司より日本政家に送る修理の書、及びイルクツク上司より松前奉行に送るの書を受取り、七月廿八日三度び日本に向つて出帆せり。

第四節 リコルト箱館に至りゴロウニン放

還せらる

是より先、幕府は松前奉行に令を下し、ゴロウニン等を放還せしむ、即ち文化十年八月十三日松前奉行は、ゴロウニン等を奉行所に喚びて歸國を命じ、八月卅日松前を發し、九月二日箱館に着し、奉行服部備後守も間もなく箱館に來り、リコルトの渡來を待てり、リコルトは七月廿八日オコックを出帆し、九月十八日箱館に入り、十九日箱館官舎に於てリコルト、備後守と會し、イルクツク總督の書を朗讀して之を奉行に呈す、要はフォントフの亂暴は露政府の知る所に非ず、故にゴロウニン等を放還せられたしといふにあり、廿五日ゴロウニン等を喚び出だし、奉行より改めて歸國を命じ翌日吟味

役高橋三平、柑本兵五郎沖の口番所に於て、リコルトに證書を朗讀せり、其主意は、再び日本に渡來する事を禁じ、八年前ラシヨウ人をして我國情を窺はしめたるを反問し、最後に交易の意を斷念すべきを諭せり、右の證書は一々村上貞助之を通譯し、リコルトは之を諾し、歸國の上にて一々國王に奏すべき旨を告ぐ、茲に於てゴロウニン一件は全く交渉を終り、文化十年九月廿九日デアナ號は、ゴロウニン以下七人を載せて箱館を出帆し、十月廿三日アワツカに着せり。

ゴロウニン一件は、かくの如くにして高田屋嘉兵衛の斡旋と、露國の讓歩的態度と、日本の囚人待遇の寛大なりしとにより、極めて圓滑に其局を結べり、レサノフの渡來より起れる兩國の紛擾は、茲に終りを告げしと雖も、是れ單に兩國の形式的和解に過ぎずして、千島、樺太の大部分が、露國の南進によりて蠶食せられ、境界に關する爭議のあらはれ來るは自然の數なりといふべし。

第七章 ブウチヤチンの渡來

リコルトの日本を去るや一書を殘して曰く、明年再び來りて國境を議定すべしと、幕府は令を松前奉行に下して曰く、露人來つて國境を議せむか、我はエトロフを、彼はシ

モシリを限りとし、ウルツプは間地として相犯す事なからしむべし。強めてエトロフを取らむとせば、之を躑躅すべしと、松前奉行備を設けて之を待ちしも遂に來らず、露人の渡來久しく絶わたりしかば、文政四年(一八二一年)再び松前章廣をして、蝦夷全島を管轄せしむるに至れり。かくの如くにして、ゴロツニン事件よりこのかた北邊事なきもの四十餘年、蓋し露國はナポレオン戦争以後、内は内治の整理に従事し、外は希臘獨立戦争に干渉して、黒海方面に向つて其侵略を逞ふし、加ふるに七月革命の影響は、波蘭貴族の叛亂となり、國の内外頗る多事なりしを以て、遠く極東の經營を顧るの暇なかりしならむ。

然るに、弘化元年(一八四四年)の頃より、英、米、佛の諸國使を我に送りて交通を乞ふ者漸々相屬せしかば、豪邁なる露帝ニコラス一世も亦、嘉永五年(一八五二年)バルガン半島の風雲益々急を告ぐるの時にもかゝはらず、首相チツセルロードに命じて、水師提督ゾウチャチンを國使とし、國書を携へて長崎に至らしむ。素ウチャチン軍艦四艘六百九十人を率ゐ、嘉永六年(一八五三年)七月十七日を以て長崎に入り、翌十八日國書及老中宛の一封を呈し、交通及び定界の二事を請へり。ペルリの渡來に遡るゝ事僅に月餘、長崎奉行大澤豊後守、蒼惶之を幕府に報じ、露船取計方に就きて幕府の命を待つ。其國書に

曰く、

(前略)右使臣を送れる本旨は日本帝國方今の事跡形勢を明白に申告し且日本國と其賢明の大君との時運に就て露西亞帝深く憂慮する所の事を説明せしめ尙又兩帝國人民の利益を旨とし向後露西亞國と日本との間争隙怨讐を生ぜざらしめ兩國の和睦安穩を固定するの策を献せしめんとするにあり。右の策に就て露西亞帝の志願とする所は次の二件なり。其一は兩帝國の境界を定むるにあり。此件は兩國に注げる洋中に起る所の諸事に就き復更に遲延することを得ず是を以て露西亞帝の意方今必正さに此切要の一事を始むべきの時なりと謂へり。

然らば兩國より會同して貴國再北の極界は何れの島に限るといふ事を約定せんこと。是れ當今の要務なるべし。但し右境界を定むるは又カラット島の南陲に就ても言ふなり。夫露西亞所領の地は其大さ世界万国に冠たれば更に地を増し界を廣むるは實に要須とせざる所なり。然れども露西亞の臣民當然の利は帝これを思はざるを得ず且兩國和平の關係と兩國臣民の安穩を保固せんには兩國の境界を確定するを良法となせばなり。其第二件は露西亞帝誠心願欲する所にして即日本國の内何れの港なりとも貴國と約定して露西亞臣民の往來を許し我國の産物を以

て貴國の有餘と交易せしめんことを請ふにあり、又我國の軍艦カムチツカは或亞墨利加中露西亞領に往來するの途中日本の港内に入りて薪、食料及び其他の須物を求むべきことあるに當ては是亦允准を得んことを願ふなり云々

蓋し、一は兩國の境界を決し、二は日本の開港を迫るものなり。幕府は例の姑息手段を運らし、先、長崎奉行に命を下して曰く、國書捧呈の事は、文化度申渡に違ひ國法を犯せるものなれど、特に之を受理すること、またこれに對する答書に就きては、此節柄御事多の折柄急々難及挨拶趣能く其方より申諭云々を以てすべしと。其意因循遲疑の裡に、露使をして空しく歸國せしめむと謀りし也。當時江戸にありては、開港の説を持するものなきにあらざりも、猶幕議紛々として決する所なく、荏苒三ヶ月にわたりしかば、ブツチャチンは其優柔不斷なるを怒り、十月廿二日、長崎御奉行より我爲に設けられし場所は不便利にして適宜ならず且總じて御奉行より萬事處置の遲滯せることを辨じ其行は露西亞全權の任に適せざるを思ふ故に全權爰に如此應接は政府の意もあらざる事を兩御奉行より告げ江戸より貴官來着するを待たず我等の長崎を退去する事を知らしむの一書を殘して長崎を出帆し、將よ浦賀より向ふの氣勢を示せり。茲に於て、長崎奉行大に狼狽して其旨を上申するや、次で大目付筒井肥前守以下の上書

となり、筒井肥前守、川路左衛門尉を長崎より遣し、付するに當時の閣老阿部伊勢等よりの答書を以てせり、曰く

第邊土之經界

(前略)貴國以爲甚不明晰、則諭傍邊藩、細加查覈、而差大吏與貴國官人會同商議、以歸劃一、然邊藩之查覈、必按圖籍、確有憑據、慎重從事、不許絲毫疎謬、是固非今日所能辨也、若夫覽易來往之事、則祖宗遺法有厲禁、歷世所遵、奉弗失、故擬昔貴國嘗有開市之請、而我邦業已固辭、意其頭末公等所克悉也、……頃者合衆國人亦來乞市、日後列國之乞市者、必接踵而至、夫列國乞市之繁如此、乃是我盡一國之力、應承星羅非布之萬國、其力之給不給、未可知也、……矧我、

君主新嗣位、百度維新、如斯等重大事、須必奏之、

京師諭告之列候、群官協同商議、議定而後從事、願勢不獲弗費三五年之時月、雖差似延緩、

公等且從我言、坦懷以候焉、……

と、彌縫姑息の政策は依然として變ずる所なし、また當時の狀勢より察すれば止むを得ざりしなるべし。

かくて、筒井、川路の二使は、十二月を以て長崎に着し、十四日を始めとし、翌年一月八日に至るまで露使と前後数回の會見、文書の往復を重ねたり。

初め、プウチャチンの國境問題に關して談判を開始するや、極めて強硬にして、先、エトロフ以北を以て露領なりと主張し、エトロフの如きは全く多年露政府の治下にあるものなりとせり。我使節がウルツプを堺とし、エトロフ以南は我領地にして、エトロフには安りに、外人の出入を禁せし事は、ゴロウニン事件の際固く約したる所なりといふや、ゴロウニンは是私人なりの一言の下に反駁し、カラフト島に關しても殆んど全島を以て露の隸屬とし、これも露國の占守せる地にして、我邦人の渡來は、恰も露領に侵入せる如く言ひなしたり。我使節はこれに對して、樺太の地が露人未だ至らざるに先ち、邦民の出稼、官吏の踏査ありしを述べ、且つ通譯森山榮之助が露艦に使せし時、船中懸くる所の萬國地圖が、北緯五十度線を以て日、露兩國の經界とし、色別をなせるを認めたるを典據とし、五十度線を以て兩國の境界となさむ事を主張せり。此五十度説を主張したるは十二月廿二日の事なりしが、翌廿三日に至りプウチャチンは、船長ボスシートをして一書を呈せしめて曰く、

(前略)第三カラフト島はアイノ住地にて其南方は纔の日本人住居いたし候。近來ア

ニワへ露西亞人と日本人の間に外民の住居を防ぐため此南方を露西亞人領分いたし候。當節の御取扱境界何の地まで日本所屬に候哉御定に相成追て其土地に雙方より吏役差遣し見分可相成候。右振合を以てカラフト島露國と日本との境界相立日本地に露人住居有之候。ば引退候様可致候。尤此住民繁茂いたし境界の取極延引候。ば其義六ヶ敷候。

かくて強硬なるプウチャチンも我に一籌を輸せり。然れども猶五十度線を以て境界とするに就きては、幾度か交渉を重ねて決せず。加ふるに、露使はエトロフ露領説を主張してやまざりしかば、我邦より境界見分の吏を派遣し、一應實地踏査の上確答することゝなれり。茲に於てプウチャチンは、一端長崎を出帆し、再び來りて日本の決答をとりむ事を約し、一月八日を以て長崎を出帆せり。其發するに臨み、我使節よりの書にカラフトは外國彫刻の地圖に五十度の處を堺とせりとあるを反駁し、一書を我使節よ返して曰く、

歐羅巴版地圖にてはサガリン島真中五十度までを境界と相見候趣も候。

此儀よ於ては使節存候も歐羅巴の地圖は是等の事よ於て據となしがたく候。全体此等の國々は右様の義充分行届候事よ無之。甚不行届勝よ有之。歐羅巴人といへど

も露西亞人の外はサガリン島も來るものこれなく、就ては何處も露西亞人住居いたし候哉、何所も日本人住居いたし候哉等の義、聊以他國の人難究事も有之候、此地を穿鑿致候は、只露西亞人先前より専ら勉強し、今も五十度よりは多く南手も住居致居候、是を以て日本も屬する處はサガリンの南端と而已相心得候、則是も此會議のはじめまでは日本人居住罷在候

かくて、露艦は一旦長崎を出帆せしかば、筒井、川路の二氏も二月廿二日を以て江戸も歸れり。

然るも、三月廿二日又至り露艦再び長崎入りて、決答を促せしも、もとより其希望を達するを得ず、再び書を長崎奉行に托して筒井、川路の二氏を送り、カムチャツカに向て出帆せり、其書は曰く、

(前略)我此處も時日を費す事を欲せざれば、今將も北方も航し第六月下旬(我六月九日より十八日まで)の頃薩哈噠のアニツ港に至るべし、此地に於て兩大臣の内一員に會し共に其疆界を定むる事を謀らば我望み誠に足れり、然るに我往時兩大臣に告る道理に由るに此事件は決して遅延すべからざるを以て若し兩大臣の内一員も彼地に來會せざる時は兩帝國の疆界を檢査擬定する事は已むを得ず、唯我一人

のみに歸すべし云々

と、これより先幕府は目付勘定方の屬吏を權太に派遣し、實地踏査を試みしが、四月松前藩箱館付近の地を直轄とし、以て開港の準備をなし、同月更に目付堀織部正、松前奉行村垣淡路守をして蝦夷地を巡視せしめ、露人と國境を議定せしめむとせり。堀織部の將に發せむとするや、書を上りて曰く、權太は北限僻遠の地なれば、之を露國に讓與し、専ら宗谷以南の經營を試むるを以て、國防上得策なりと、閣老阿部伊勢守其議を斥け、是益、露國蠶食の念を長ずるものなりとし、固く兩國分界の説を執り、若し彼承諾せざれば申出づべしとの訓令を與へたり、かくの如くにして堀等はブウチャヤン約定の如く北地に至りしも、露艦は約に背きて渡來せざりしかば、一行は手を空くして歸れり、然るにブウチャヤンは、其後再び日本に渡來し、九月を以て箱館に若し、書を閣老に呈し、クリミヤ戰役のため、豫定の如くアニツ灣に至るを得ざりしを深謝し、更に箱館より大坂に歸り、日本政府の決答を求むる事を記せり。

ブウチャヤンは同月直に箱館を出帆し、大坂に至りしが、外使應接の地にわらざるを以て、轉じて下田に向ひ、十月十五日を以て茲に着せり、幕府も筒井肥前守、川路左衛門尉を以て全權とし、豫て北地調査の任に當れる、勘定吟味役村垣與三郎等を従へて下

田に派遣す。兩國使節の談判未だ真に開始を告げざるに、十一月四日海嘯の變あり。露艦ために舵を折り、龍骨を損せしかば、幕府は有司に命じ、之を戸田村に送りて修繕せしめ、負傷せる露人に對しては頗る親切を極めたり。

これより先、三月三日幕府は米國使節ペルリと、兩國の和親條約十二ヶ條を締結したりしかば、露國使節の來つて和親を乞ふや、是を拒絕すること能はず。兩國の全權相會し和親の條項に就いては異議なく一致したりしも、樺太の一項に關しては、彼はエトロフ及アニワを除ける。樺太一帯の地を露領なりと主張し、我はエトロフは勿論、樺太と雖も南半は日本の領有なりと反駁し、幾度か商議を重ねしも決せず。遂に露使は十二月十四日一つの覺書を呈出し、エトロフ以南を日本に屬し、ウルップ以北は露領とし、樺太は別に界を立てず、これまで仕來の通たるべしと提議せり。茲に於て、我全權は村垣與三郎をして露使と直接談判せしむ。村垣は居人の種族によりて兩國の界を分たむとし、論じて曰く、自主以北百三十里の地アイノ人住居し、又、他人を雜へず、是、明に日本の領土なりと、露使答へて曰く、我吏の踏査するところ頗る異なる所あり。自主以南は日本人居住するも、以北は各種雜居すと、村垣曰く、然らず。露使曰く、君の言初めより誤てり、たとへばサガレン島を擧げて測量するも、南北の直徑百三十里に過ぎず。自主

以北何ぞ百三十里あらむやと、村垣曰く、我は直徑を以て論ずるに非ず、海岸線の沿長に就て言ふのみみと、かくの如く兩者の所見異り、彼は全島を擧げて領有せむとし、我は五十度線を主張するも、實際上確實なる據所を有するに非ざれば、幾度の會見も樺太境界問題に就きては、何等の進捗をも見ざりき。此時に當り露西亞本國にはクリミヤ戰爭ありて、國家多事の際なれば、露使は可成速に談判を切上ぐるを以て得策とし、樺太は從來の仕來り通りたるべしとの曖昧狡猾なる提議をなし、我全權も樺太が猶掘織部等の實地踏査中にかゝるを以て、即決の答を爲すを得ず。遂に露使の提議に従ひ、十二月廿一日を以て和親條約を締結し、翌安政三年十一月十日下田に於て本書を交換せり。

日露和親條約

第一條 今より後兩國永く眞實懇にして各其所領に於て互に保護し人命は勿論什物に於ても損害なかるべし

第二條 今より後日本國と露西亞國との境エトロフ島とウルップ島との間に有べし、エトロフ全島は日本に屬し、ウルップ全島夫より北の方クリル諸島は露西亞に屬す。カラフト島に至りては日本國と露西亞國との間に於て界を分たす是迄仕

來の通れるべし。

七四

第三條 日本政府露西亞船の爲に箱館下田長崎の三港を開く。今より後露西亞船難風の修理を加へ薪水食料缺乏の品を給し石炭有地に於ては又是を渡し金錢銀錢を以て報ひ若金銀乏しき時は品物にて償ふべし。露西亞の難破船にあらざれば此港の外決而日本他港に至る事なし。尤難破船に付諸費あらば右三港にて是を償ふべし。

第四條 難船漂民は兩國互に扶助を加へ漂民は許したる港に送るべし。尤滯在中是を待つ事緩慢なりと雖國の正法を守るべし。

第五條 露西亞船下田箱館へ渡來の時金錢品物を以て入用の品物を辨する事を許す。

第六條 若し止む事を得ざる事ある時は露西亞政府より箱館下田の内一港に官吏を差置べし。

第七條 若し評定を得べき事あらば日本政府是を熟考し取計ふべし。

第八條 露西亞人の日本國に在る日本人の露西亞國に在る是を待つ事緩慢にして禁錮する事なし。然れ共若し法を犯す者あらば是を取押へ處置するに各本國の

法度を以てすべし。

第九條 兩國近鄰の故を以て日本國にて向後他國へ免す所の諸件は同時に露西亞人にも差ゆるべし。

此和親條約中、樺太に關する決議は外交上日本の失敗と稱せらる。蓋し仕來の通りとは兩國の境界を定めずして、各自の侵略競争に放任するの意に外ならず。而も彼は南下にして我は北上なり。其經營、拓殖の難易、之を同日にして論ずべからざる也。果せるかな露人の樺太に來る者漸く多く、南侵の勢益熾にして、至る所、漸に家屋を建て、拓殖の道を講じ、下田條約の改正を見るに非ず。到底其南侵を制する事能はざるに至れり。茲に於てか、條約改正の建議は、堀織部正等の間に盛に行はれたり。

かゝる内に、安政五年六月ブウチャチン修交通商に關する追加條約交換のため、神奈川に至るや、幕府堀織部正に命じて樺太に關する談判を開始せしむ。織部正は實地目睹せし所を以て、露國が下田條約に違反し、樺太に移住民を送るに勉め、至る所、漸に家屋を建設し、益々南進の策を講ずるを痛責し、兩國の境界を明にすべき事を談せり。ブウチャチンの狡猾なる境界を定むるの不利なるを觀破し、かくの如き大事を専決するの權なしとの口實の下に、之が談判を拒絶せしかば、定境の談判は何の効を奏する事

なかりき。而して修好、交通に關する追加條約は七月十一日を以て、勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守、長崎奉行荒尾石見守、目付岩瀬伊賀守とプウチャチンとの間に締結せられ、翌六年七月八日ムラヴィオフの渡來により、本書の批准交換せられたり。此條約により、日本は下田、長崎、箱館の外新に神奈川、兵庫の二港と、西海岸に一港を開き、下田は神奈川開港の後閉づる事と定まれり。其後修好の條約は安政六年、慶應三年の兩度に多少修正改訂せられたり。

第八章 ムラヴィオフの國境談判

プウチャチンが、修好通商條約を締結して歸りし翌年、安政六年（一八五九年）七月八日、東部西比利亞總督ムラヴィオフは、軍艦七艘を率ゐて横濱に來り、其四艘は直に品川に入れり。

これより先、露國は一六八九年（元祿二年）清國とネルチンスクの條約を結びし以來、殆ど黒龍江付近の侵略を絶ちしが、一八四八年（嘉永元年）冒險家ネウエリスキーの黒龍江口に至りしより、着々として侵略の鋒を進め、黒龍左岸の地に數多の人民を移住せしめたり。此時清國は英佛と事と構へ、之を顧るの迫なかりしかば、露の東部總督ムラ

ヴィオフは、露帝に勸め、急に清廷に交渉し、露清兩國の境界を黒龍江に置けるアイグン條約なるものに調印せしめたり。時に一八五八年（安政五年）にして、露國はこれによりて多年の希望を遂げ、黒龍江に達するを得たり。

かくて、ムラヴィオフは、アイグン條約によりて外交上の成功を告げたるを以て、意氣頗る軒昂、翌一八五九年即ち安政六年を以て日本に來れり。

ムラヴィオフの日本渡來は、表面上は安政五年の條約批准交換に在りしも、其真意に至りては、アイグン條約の轍を覆みて、樺太の占領を全くせむとするにありき。されば彼は條約批准交換を終へたる後、國境問題に就き我全權若年寄遠藤但馬守、酒井右京亮と極めて強硬なる談判を試みたり。彼の主張は從來プウチャチンの執りし所と其根底を異にせり。曰く、露國政府は新に清國政府と國境を定め、黒龍江一帯の地を以て露領と定めたり。故に其地に付屬せる樺太島は勿論露領たるべしと。是もとより不道理なる要求にして、アイグン條約に於て用ひし威赫手段を再び茲に使用せむとしたる也。かくの如くにして、樺太問題に就き兩國使節の間に數回の會見談判あり。

七月廿三日品川沖碇泊の露船に於て對談（抄出）

（使節）和親の條約は既に和濟候得共重大の事件未だ不取極其儘有之候、サハリ

の内アニワ港は年來日本漁業之者住能に候處此度自國と支那と境界の條約取結
 アムール河は旨意有之候て露西亞領と相成元來サハリンはアムールも同義にて
 アムール河露西亞領に相成候上はサハリンも同様の儀に有之段支那より條約取
 結申候。

(但馬右京) 被申立候趣は承る。然る處北蝦夷地之儀に付ては於此方も舊來申傳等
 も品々談判の筋有之候……最早晩景に至り猶此談判上の趣は一夕に難相受何
 れにも再度可及而談儀候得共今日は只今其許被申立候承り候迄にて再會之節猶
 又其議に涉り地圖等をも持參候て夫々可及談判候云々(下略)

七月廿六日於天徳寺對話(抄出)

(使節) 此間申上候サワリンアニワ港には八ヶ年以來御國人漁業いたし候右島は
 名目二つ有之……右名義二つ有之候共島は一つにて百十七年(延享の頃)前は
 露西亞の所領右以來支那の所領に相成アムール、サワリン同儀にて支那よりの條
 約にアムールは露西亞領に相成候間右に隨ひアニワに陣營を取建候は千八百五
 十四年(則五ヶ年前)に有之然る處主張の人数少く何分警衛には不相成故ブチャ
 チン爲引拂其後御國にて御取拂相成候此度大勢を送り其場所へ差置候心得も有

之然る處露帝より支那並御國も右境界を陸敷取極其上にて人数差渡候積之命に
 候……右場所は此度境を不極候ては外に此地を望もの有之候間後々に至り不都
 合の儀出來候ては不宜候間兼て取極度所存にて今般急に取急度存候(中略)
 (但馬右京) 北蝦夷地の儀は往古より往々此方より相渡仕置等致し候事國史にも
 相見候事に候。

(使節) 元來サワリンは露國所有に候處いつとなく支那人領し候に付元之通に復
 し候様條約取結び候事に御座候。

(但馬右京) 右之證據有之候哉(此時シイホルトの地圖を出す)内地にては古代の風
 俗を變じ候事も有之候得共樺太にては却て日本の古風を存し罷在事に候拙者に
 も實地見分不致故是に罷在村垣淡路守堀織部正廻島致し實地能存じ罷在候間右
 兩人より委しく可承候。

(使節) いつ頃御見分に候哉。

(但馬右京) 年限の事を申候儀には無之只實地見分致候故相心得罷在候と申事に
 て候。

(使節) 左様候は、相伺申度候。

(淡路守、織部正) 先づ流をナイと唱へ島をシリと唱へ其場所と申事をコタンと唱へ其類未だ有之事に候。

(使節) 是はアイノの詞にて日本の詞には無御座候。

(淡、織) 右之詞日本北部之詞に有之候。

(使節) 千島にもアイノ詞有之其言葉は何れにも有之候。只双方より證據を申立候計にては事は不決候權太を其儘差置候ては外國より其端々を取候故申上候事に候。敢て自國の益のみを申上候儀には無之外國より取候ては双方の害と相成候故申上候事に候。

(但馬右京) 外國よりねらひ候儀を防方見込有之候哉。

(使節) 外に手だては無之故此度引連候軍艦を廻し候は海軍陸軍備置候儀に有之候。

(但馬右京) 布恬廷は政府より委任之書翰を持參候故當方にては信じ候て取扱候處布恬廷其權無之と申ては此度も亦後日に至り同様之事可有之と疑惑生じ候事に候。

(使節) 布恬廷境を極め候權は有之候得共權太の境を極め候權は無之事に候。

(淡路守) 布恬廷と條約取極候節は拙者も下田に罷在委細相心得罷在候に有之候。

(使節) 下田條約にエトロンは日本に屬し候儀則布恬廷境を極め候權無之故、則此度右を取極申度渡來仕候處御定め被成候御存寄に候哉。

(但馬右京) 素より右之存寄にて談判致し候儀に有之候得共物に順序有之候故前々の處を推して談判致し候事に候。

(使節) 譬ば箱館に外國人渡來候ても露西亞にては相搦筋無之候得共權太にては未だ堺を不取極外國へ被奪候ては露西亞の面倒に相成候只今より防禦致し度事に御座候。

(但馬右京) 右は當然の事に候。

(使節) 素より境を分ち候上は兵力を以て警衛致し候と申もの言葉計にては相屈き不申事實防禦無之候而は不相成事に候。日本は不申及蝦夷も御警衛行届きと相見候得ともサハリンに至り候ては漁業之者計にて外國よりねらひ候節は御防には相成申間敷と被存候。

(淡路守) 下田應接之砌布恬廷と種々談判之上權太之儀は分界を爲さずと相成候儀之處境を極め候權無之申談不都合に付其次第一應申入置候。

(使節) 布恬廷サハリンの堺を極候權無之候故右の如く致置候若其節取極候は、
布恬廷露國政府へ對し越度に御座候シベリア、アニワ、サハリンは私之所領故露國
政府にて布恬廷に相任候事は無之候得とも同人サハリン境を先般極候上は譬其
權無之候とも御國政府に對し取極候事故只今私直し候儀には不相成候得共未だ
不取極候事故私只今取極候事に御座候、異々兩國の爲を存候の趣意に候。

(但馬右京) 右之趣は難相成至極尤之儀に付以後之處親睦を以談判致度候。

(使節) 右之邊は私所領に付何様にも御掛念可相成只今取極申て御不都合の儀も
候は、又跡にて露國政府へ御掛合無之候て何様も振替候事出來可申候間御都
合宜敷と存候。

(但馬右京) 其は都合宜敷候。

(使節) 一條はサハリンと蝦夷との間の海を堺と取極心得に御座候。

二條はアニワ、サハリンと漁業之者いつ迄も被差置候ても差支無之候。

三條は日本人貴賤無差別アニワは不及申黒龍江滿州堺の方へも自在に住居致候
ても宜事候。

右三ヶ條の所は篤と御勘考可被下露西亞人の勝手と致候儀は無之警衛行届候

處本意と御座候。

(但馬右京) 段々申立候、厚意の外承知致し候、篤と勘考いたし尙可申聞候。

(使節) 右三ヶ條申上候趣御認取申上篤と御勘考可被下候。

(但馬右京) 承知いたし候。

(使節) 私に於ても右三ヶ條之趣可然存候間申上候儀は御座候、日本人勝手といふ
く迄も住居致し候ても宜と申上候は御國に限り候事にて外國人へは許し候事
は無御座候、アイノは日本臣民は無之たとへ樺太境を極候とも日本に屬し候ア
イノは困苦し露西亞に屬し候アイノは逸し候事故自然露西亞へ附從ひ候様相成
夫より混雜の基と相成可申候。

(但馬右京) 海より堺を立候と申儀用ひ不相成其儀は尙勘辨致し再會と談判可及
候。

(使節) 左候ては三ヶ條の趣御取用不相成事候哉。

(但馬右京) 海より境を立候儀は不相成候間其許も今一應御勘辨致し可被申候

(使節) 樺太の地を一寸殘し候得ば夫へ直と外國人附込申候。

(但馬右京) 右申聞候儀は何ぞ心當りも有之事候哉。

(使節) 右附込候と申は一年も候哉又は何事も候哉何れ。

(淡路守、緞部正) アニワ港計は其許能々見候と相見へ存じ被居候得共拙者とも奥地まで實地見分致し存罷在候事も候。

(使節) 外之場所も日本人居候得共アニワ計は日本人のみよて土人は不居故アニワの事を申上候事も有之候、アニワより十四里奥まで日本人住居致居候、漁業致し候者又は御役人よても樺太の奥地迄被參候ても宜敷と申上候儀分り相成候哉。

(但馬右京) 境界の事は大事の國政の事故尙篤と兩人勘辨致し後會申可聞問其許も尙勘辨致し可被申間候。

(使節) 境界の事は大切の事故今日もは限り不申候。

(但馬右京) 海を以境を立候儀日本人の折合も抱り候事も付不相成候。

(使節) 警衛行届き相成間敷と申上候事御不快被思召候得ども右は若御不行届之時は迷惑仕候間申上候儀も御座候(下略)

此會見の模様は、明も當時も於ける日露兩國の外交の一斑をあらはせるものよして、我は常も一歩退きて仕切り、彼は常も一歩進みて仕切る。ムラヴィオフが不道理窮る

理由を根據として、樺太全領を主張し、布帛延の権限を論じて下田條約を無視し、剩へ樺太に於ける日本の警備を嘲笑したるも、我全權は徒に憤怒するのみにて殆んど受太刀の体なり。其後八月二日兩國全權の會見ありしも、彼は依然として樺太全領の説を主張し、我は五十度説を固持し、互に相譲らず、私國風にて一旦口外へ出し初ケ條に申上候事を變じ候儀不相成事に候との露使の威嚇も効を奏せず、兩國の境界は再び仕來りの通りて曖昧なる條約面の如く決定せられたり。

然るに定界の談判進行中、頗る寒心すべき一事件起れり。是、他ならず、露國海軍士官の暗殺一件也。七月廿七日之夜、一暴漢横濱市街を散策せる露國海軍士官二名を殺し、一名を傷け蒼皇逃走せり。當時水野筑後守外國奉行を以て横濱にあり、直に兇徒逮捕の準備に着手せしも、其舉措頗る緩慢なるを免れざりしかば、各國公使は、外人保護の問題を以て閣老に迫りしも、ムラヴィオフは變に處する事極めて寛大にして、第一、兇行の當時奉行が現場に出張せざりしは、職務上怠慢の罪は免れざれば之を罰すべし、第二、日本政府は國費を以て士官の葬儀を營み墳墓をたつべし、第三、日本政府此事實の責を負ひて全權に謝辭を入れ、且つ葬送の當日には神奈川奉行これに會すべしとの三提議を以て此事件を結了せり。

國境に關する強硬なる談判に、加ふるに此失態を生じ、幕府は少なかるざる恐怖を懷きしが、幸にして何等の異變もなく、八月九日を以てムラヴィオフの歸國を見るに至れり。

第九章 露人の對馬上陸事件

ムラヴィオフの強硬なる談判は、我邦民をして心膽を寒からしめ、北地に關する論議は、露の南進と共に益々士民の間に沸騰せり。かくの如く邦家舉て意を北地に注ぐ時、文久元年(一八六一年)二月三日露國の船將ピリレフ、軍艦ボサニコに乗じ、對馬の尾崎浦に碇泊し、船舶修理の名を以て船員を上陸せしめたり。

抑、對馬島が、日本海の關鍵として、また南侵の飛石として露國の矚目する所なるや久し。然るに英國が對馬島の周圍を測量せりとの報露國に傳はるや、露國政府は一方箱館駐在の領事ゴスケウイツチに訓令し、其實否をたゞさしめ、他方ピリレフをして軍艦に乗じて對馬に向はしめたり。茲に於てゴスケウイツチは軍艦に乗じて長崎に至り、事の實なるを知るや直に江戸に至り、英國の野心謀るべからざるを告げ、我守備の薄弱にして英國に抗する能はざらむか、露國は直に之を援くべき事を説きしが、幕府

の辭退するに及び、已むを得ず箱館に引返せり。而してこれと殆んど同時たる、文久元年二月三日ピリレフは對馬島に來れり。

露船の尾崎浦に碇泊するや、先づ船員を上陸せしめ、假小屋を造り、悠然として船舶の修理に従事し、殆んど永住の姿あり。或は沿岸を測量し、或は數十名の露人上陸して付近の松杉を濫伐して船に積込み、殊に甚しきは、四月十二日小艇に乗じて大船越瀬戸番所に乘込み、警固の人数少きに乘じて之に侵入し、武器類を奪ひ取り、それより直に村中に亂入し、民家の金、銀、米穀、什器家畜等を掠奪せり。其他島民と争ひ之を銃殺する等、亂暴狼籍を極めたり。其頃對州侯が一藩に布告せし書付を見るに、

今般碇泊の洋夷追々輕侮之振舞不堪憤怒候得共、當家より兵端を開き儀候は、大に無限に付是迄相忍居候。然る處此節於大船越固之者及殺害候一件最早渠より事を破り候事故是、非不打取候而は難叶場合に付、則戰鬪に令決心候。一應公邊々不申上置候而は、

皇國一般相係り、恐入候次第に付、早追を以其段相伺候。然る處宗氏之存亡爰に決候事故、假令兵食不足候とも、州中一致抛身命家名不汚候様、精忠頼入候事、

と、以て其一般を窺ふに足らむ。かくて露人の狀勢は、遂一江戸長崎に注進せられたり。

しかば、幕府は四月を以て外國奉行小栗豊後守、目付溝口八十五郎を對馬に派遣し、同時に長崎奉行に令し、書を露將に送り、猶、吏を派遣して談判すべき旨を命じたり。茲に於て五月一日長崎奉行支配組頭永持亨二郎、對馬の平崎に碇泊の露船に趣き、ピリレフと談判する所あり。先づ奉行より送れる書翰の返答を求めしが、ピリレフは上海にある總督リハチヨフの差圖なくしては答へ難き旨を述べ、且、船舶修復出來ざる間は出帆し難しと、答ふ。依つて更に修復の期を問ひしも、是亦曖昧なる答をなし、平崎取建の小屋は修復後取拂ふべきを命ぜしに、右は此度に限らず、外船修復の用に供したしと述べ、又、近時佛國が地中海を横領し、次で手を支那海にのべ、對州を奪ひ取るの志あり、政に露國は大砲五十挺を對州に備付け、日本政府に献上するの意あり、これはリハチヨフより江戸老中に談判すべしといへり。

かくの如く、露將は毫も我言を容れず、事落着の運に至らざりし内、同月七日江戸より小栗溝口の二氏長崎より來り、直に談判を開けり。然るにピリレフは先づ對馬領主に面會し、船舶の修復其他に就き保護を受けたるを感謝したしと述べしが、宗家は君臣共に露人の狼籍を怒れる折柄、小栗により面會を拒絶せむ事を請へり。然れども露人は益、窮迫して面會を乞ひ、小栗は中間に介して頗る苦みしが、露人には日を期して面

會せしむべき書を送り、宗家には之を諭して一旦江戸に歸れり。蓋し事態の輕からざるを察し、可成速に幕府に報告するの必要を感じたると、且は日本海の鍵輪たる對馬を以て、一日も一小藩に委託するの危険なるを感じ、幕府の直轄とする事、かの蝦夷地に於ける如くすべきを建議せむ爲めならんか。

かくの如く、小栗が江戸に歸りし間に畏るべき不測の變は來れり。ピリレフは小栗の手紙により遂に府内に來り、五月廿六日を以て藩主に謁見し、六月二日夕暮陸路より樽ヶ濱に、向はむとせり。然るに民心激昂の折柄、藩主護衛の兵を付せしに阿須濱に至るや、阿須警護の兵驟に途を遮り、刀を抜ひて一行に向へり。護衛の目付早く間に在りて之を制し、事漸く治るを得たりと雖、ピリレフ等の怒解けず、兵士を率ゐて罪を問はむとせり。此に於て藩主は、更に滿山俊藏なるものを送り、艦長を黒瀬村に招き、犯人就縛し將に極刑に處せらるべきを告げ、漸く其意を解くを得たり。然れども、其後露艦は沿岸の諸港灣を測量し、又、別に一隻の露艦來りて、壹岐島を測量する等、殆んば傍若無人の姿なり。

對馬に於て、かゝる異變の起りつゝある間に、江戸に在りては一は米國公使により、露國外務大臣に移牒し、露艦退去の命を下されむ事を乞ひ、他は六月十日を以て領事

シケウイツチに交渉し、露艦の退去を求めしむ。然るに領事は、近日ボシエツトに航するアメリカ號に托し、旨をヲルガ港に在る水師提督に傳へしむべきを約す。然るに七月に至るも、猶何等の報知なし、其間に對州に使せし小栗、溝口等江戸に歸り、尾崎浦談判の模様を復命し、露人が船舶修理の名を以て、永住の準備に着手しつゝあるを報告するや、更に七月三日を以て第二回の談判を開始せしめたり。其間答の中に曰く、

(コンサル) 對州の地外人の夙に覬覦する所英國の如き軍艦數艘上海に屯し其心測られざるを以て弊邦亦軍艦を派遣して對州近海を廻航するのみ是實に水師提督の小官に報ずる所而も其淹留數日に及ぶ其何故たるを解せず。

(淡路守) 不然家を築き井を穿ち港を築き鳥を養ふ永住の意に非ずして何ぞ。

(コレサル) 惟ふに家屋等造營するは各國軍艦をして寄港せざらしめむ爲なるべし。

(淡路守) 是大に然らず開港場に非ざるの地に漫然上陸し剩へ家屋を營まば列國亦其例に倣ふに至らむ他日の變其れ豈に測るべけんや急に退去を命せられたし。(コンサル) 且つヲフリチニツク號(アメリカ號より書を軍艦ヲフリチニツク號に發しヲフリチニツク水師提督の返翰を持參すべしといふに在り)の歸航を待て事

情乃ち明瞭ならむ。

(淡路守) 可なり事情明白せず急に之を報せらるべし。

(コンサル) 諾。

第二の談判は以上の如く終を告げしが、遂に七月十八日露艦の歸帆と同時に、之に箱館奉行の下役を乗組ましめ、ピリレン宛に書を送りしかば、二隻の露艦は八月十八日を以て尾崎浦を退帆せり。

抑、露國が其軍艦を對馬に派遣し、其兵士を上陸せしめ、殆んど七ヶ月の間一時占領の如き行爲を示したるは、眞意果して孰れにありや、其軍艦が常に支那より長崎、對馬を経て、カムチャツカに向ひしを觀れば、また對馬の位置を一瞥せば、蓋し思ひ半ばに過ぐるものあらむ。たとひ永久占領の不可能に属する事を知るも、猶、英佛の其際に乘ずるあり、殊に、英國が該島測量の報は、忽にして船を此地に寄せ、己れ先取の權を得、以て他日英佛の諸國をして、嘴を容るゝを得ざらしめむと謀りしにあらざるして何ぞや。

第十章 竹内松平二氏の露國派遣

露人の對馬上陸事件に前後して、日本は修好の使を歐州の列國に派遣し、開港の延期

貨幣の改鑄を請ひ、特に露國に至りては樺太境界の事を議せしめむとせり。

是より先、幕府は修好の使節を米國に送りしも、未だ他の列國に及ばざりき。然るに下田條約に明記せる開港の期限も、明年と迫れる文化元年一八六一年、璦夷の説は天下を風靡し、埋伏せる過機は將に發せむとせしかば、爾後五ヶ年間開港の延期を請はむとせり。又、貨幣改鑄に關しては、各國と貿易開始後、内外貨幣の相場異り、初は一ドルを一分銀一個宛に通用し來りしが、其後量目替となりしより、一ドルの價三分となり、隨つて物價一時に騰貴し、人民大に困難せり。これ全く、貨幣相場の相異より生ぜしを以て、以前の釣合に復し、一ドルへ二個にて釣合ふべき同性同量の二朱銀に改鑄したしといふもあり。以上は列國と共通なるも、竹内、松平二氏が露國を派遣せられたるは、猶一の緊要なる用務を帯びたりし也。即ち樺太國境談判にして、當時幕府は、露人南侵の勢益熾なるを恐れ、箱館奉行を令し、其屬僚を樺太アニワ港に送り、出稼邦人を保護し、アイノを撫育し、奥地なるヌメレングル種族に至るまで懐柔せむと試みたり。然れども、同島に於ける邦民の多くは眞の出稼として、夏來り、冬去り、毫も土着の念なきを反し、露國政府は囚人を此地に移殖し、専ら開拓に従事せしめしかば、其南侵の勢は境界不定と乘じて、遂に制止すべからざるに至れり。茲に於て、閣老安藤對馬守は、文久元

年勘定奉行兼外國奉行竹内下野守を歐州派遣の正使とし、英國公使アルコックの推薦よかゝる、外國奉行兼神奈川奉行松平石見守及び目付京極能登守を副使と任じ、歐州各國を派遣し、特に露國に於ては定境談判の一大事を委任せり。

歐州派遣使節の一行は、文久元年一八六一年十二月二十二日江戸を發し、翌年佛、英、和普の列國に至り、七月十四日を以て露都サンペテルスブルグに到達せり。第一に開港延期の事は、列國と同様五ヶ年の延期諾をせり。貨幣改鑄は就きては後日を期し答ふべきを以てせり。かくて最後の談判たる樺太國境談判は、我使節と露國の亞細亞局長イグナチーフとの間を開かれたり。竹内は久しく外交の術に當れる老練家也。石見守は猶、年少機材の士也。而もこれに對するイグナチーフは、嘗て清國が英佛と事あるの際、其間立ちて和議を講じ、機を見て露、清の境界條約を締結し、黑龍江數千里の地を收めたる外交家也。然るに兩國分界問題の議せらるゝに先だちて外交上の奇談あり。時の對話書を見ざるも、當局者の言なるを以て茲に記さむ。

初め石見守は國命をよりて、樺太境界の劃定を議せむ事を求めしが、イグナチーフは直に之を斥けて曰く、樺太が露領たるは疑を容るべき点なし。然るを今、之に對して談判を開かんとするは何の意ぞと。石見守はイグナチーフが容易に我談判に應ずるの

色なきを察し、一策を按じ、之を怒らしめむとし、イグナチーフに向ひて曰く、予は兩國の好を修めむがため使節として貴國に來れり、然るに貴國は文明國にも相違し、かばかりの大國にてありながら、日本の如き小國の土地を蠶食するは、義を知らざるの國よして卑劣も亦極れりと。イグナチーフ果して其策に陥り、頭を掉て曰く、樺太は我領地也、何ぞ日本の地を蠶食せむやと。石見守曰く、樺太は明に日本の領地なり、然るに之を以て貴國の有なりといふ、蠶食に非ずして何ぞやと。イグナチーフ怒つて曰く、然らず、何の證あつて樺太五十度以南の地を日本領なりと言ふや。石見守曰く、然らば貴國は果して何の證かあると。イグナチーフ曰く、樺太を始めて發見したるは露人なりと。石見守曰く、其点より論すれば、我に間宮林藏あり、夙に樺太を一周せり、かくの如きを以て證とするを得ずと。イグナチーフ曰く、然らば貴國は如何なる證據を有するか。石見守即ち英、佛、獨逸の諸語の五六枚の地圖を出だし、一々指示して曰く、是等各國の地圖皆五十度を以て日露の界とせり、是、確證に非ずやと。イグナチーフ斥けて曰く、是、市場の賣品のみ、以て證となすに足らず、地圖を以て證とせば、我政府に精確なる地圖あり、これ明に樺太が露領たるを明示す、明日を期して再び會見し、地圖を携ふべき事を約せり。

翌日イグナチーフは地圖を携へて來れり、之よれば樺太全島悉く青色にして、露の本土と同色なり、イグナチーフ曰く、是、市井の賣品と異り、政府の地圖にして確實なるものなりと。石見守其用意周到なるに感じ、他の方策を運らすの必要を悟り、殊更に感嘆の言を洩して曰く、實に完全なる地圖なり、かくの如くなれば亦如何ともすべからずと。茲に於てイグナチーフの頗る得色あるを見るや、石見守は直に話頭を轉じ、イグナチーフに謂つて曰く、予は英、佛等の諸國を通過せしが、到る處貴國の完全なる天文臺あるを聞けり、殊に英、佛兩國より貴國の天文臺に人を送り、其他歐洲諸國より星學研究のため來る者多しと。果してかくの如き天文臺ありやと。イグナチーフ直に應へて曰く、使節の聞けるが如く、此天文臺にて考究せし所は、極めて精確にして毫も誤なしと。石見守曰く、然らば今日予と同行して天文臺に上られたしと。イグナチーフに曰く、之に登りて何をかなすと。石見守曰く、世界に於て最も完備せる天文臺なりと聞けば、是非一覽したき也、今君の車馬門前に在り、直に同乗して至るを得むかと。イグナチーフ茲に於て大に疑ふ處あり、強ひて其目的を問ふ。石見守曰く、予をして目的を語らば、同行を諾せらるゝか。イグナチーフ曰く、諾。石見守曰く、然らば語らむ、予は各國刊行の五十度線境界の地圖を携へしも、尙、之を證せむため貴國の首都に入るや、直に五十度

線を境界とせる貴國地圖を購ひ、次に天文臺に上れり、此天文臺には二個の地球儀ありて、孰れも五十度を以て判然日露兩國の境界を劃せり。此天文臺は歐州諸國の留學生を送る所にして、君の稱して確實唯一の據るべしとせし處然るに、此天文臺の地球儀只一個のみならず二個までも悉く五十度を以て界とせり。これによりて見れば、今日君の齎す所の地圖は、僞作する所のものにあらざるかと斷然公言せり。石見守は日本を發し香港に上陸するや、先づ英語の地圖を求め、次に巴里にて佛語の地圖を購ひ、孰れも五十度線を境界とするを見更に其天文臺に上り、地球儀よりて之を確め、更に英國に渡り其地圖を得、グリーンウィッチの天文臺に上りて之を確め、それより和蘭陀、普魯西行く、地圖を求め、露都に入るや直に地圖を求め、且天文臺に上り、愈五十度分界の事を確め、然るに始めて露の外務省に國境談判の開始を申込みたりし也。これもとより石見守の用意周密なるによると雖も、其此處に至りし所以は、猶當時の武士が生命を賭して事に當り、割腹の精神を以て事に臨みしによれりといはざるべからず。石見守は地圖の僞作なるを公言し、更に進みて其地を賜へと求めたり。流石のイグナチーフも辭究し、日本使節に此地圖を握られては、失策に失策を重ねるものとし、直に地圖を懐に收め、容を改めて曰く、予、外交の衝に當りて以來、未だ使節の如き明敏にして用意周到なる人と談判を試みたる事なし。予は改めて我皇帝陛下に奏し、日本に對し、特に松平石見守に對し、新に境界談判を開くべき様盡力せむと。

かくの如くにして、樺太分界の第一回談判は七月廿六日を以て、兩國全權の間に開かれたり。然れども、彼我の論ずる所もとより合せず。我使節の主張する所によれば、日本政府は從來五十度線を以て境界と定めむとし、屢交渉する所ありしも、露國の容るゝ所とならず。ムラヴィオフの渡來の節も、樺太中アイノの住居せる部分は日本の領地なりと主張せしも、ムラヴィオフは樺太を以て、支那人の領地なりとして之を容れず。然れども、此説はスマレングルを以て支那の人種とせるに起因すれど、元來日本はスマレングル居住地には、毫も干涉する所なく、只アイノ人占領の地のみを以て我版圖と定めむとする也。且、六十年以前より北蝦夷と改稱し、又、近年幕府の直轄となれり。かくの如く五十度線を界として、南北の人種其類を異にせり、而してアイノ人の漁獵は、大概五十度線に近きホロコタン以北に至る事なし。故に此地を以て兩國の界とせむといふに在り、イグナチーフ答へて曰く、樺太の住民は飢寒のため困窮し、漸く漁獵を以て生活を營むもの故、先年アニッ港へ陣屋を取建て、これを撫育せしが、惡疫流行のため一旦之を取拂ふ事とせり、其節も日本官吏の世話したる者なかりしと、又、地圖を

出だし、滿州海岸の地一帯を指して曰く、此地二百年又は二百五十年前には露領なりしが、遠境にて取扱不便のため陣營を引拂ひ支那領となりしが、昨年同國と條約を締結し、再び右の地一帯を露國に恢復せり、従つて滿州に付隨せる樺太の地も露領たらざるべからずと。

第一回の談判は、かくの如く要領を得ずして別れしが、ムラヴイオフは書を我使節に送り、陸上定界の不便を説き、海を以て限りとし、島によりて界を立てむ事を議せり。かくの如き説は元より聴くべからず、翌日第三回の談判に於て、我使節は書面の意義を訊して曰く、島と島との間を界とするは、蝦夷、樺太の間を指すにや、樺太の半は既に往古より我領地たる也、敢て貴國政府の眞意の存する所を聞かむと。イグナチーフ曰く、歴史の教ふる所によれば、隣國の親交を全くするには、天然の界を以て界を立つるを策の得たるものとす、地續の場所にて界を立て、杭を以て兩國の分界となさむか、或は不分明の点も生じ、牛馬界を越ゆるも直に干戈を動かすに至るや知るべからず、故に天然海を以て界とせば、双方共煩なきを得べし、又、界を定めざれば、争亂の事なきも、界を定むる事、貴國の言の如くせば、必ず争亂の基とならむか、彼の支那の如きは數百年來數百里の間、我國と接壤往來するも、境界に關して争亂を惹起せし事なし、是、全く天

然の地形により、界を立てたるによる、又、五十度の説は素より誤にて、樺太が全然我所領なる事は、既に反復述べたるが如し、と、我使節も海を以て界を定むるは、謂れなくして我屬島を減ずるものなりとし、固く五十度の説を執りて下らざりしかば、第二回の談判も何の得る所なくして別れたり。

かくの如き我使節の強硬なる態度は、遂にイグナチーフを動かさし、四十八度線を以て境界とするの提議を見るに至れり、露政府は、亞細亞地方に關繋ある人々を集めて協議を盡したる上、五十度は山の頂に當れば、これより僅に南して四十八度の處に一小山あり、且東と西とに流るゝ河あり、此處を以て分界とせば、後日の憂を絶つべしとし、八月二日の會見にイグナチーフは、四十八度以北クシユンナイの地に露營を建設せる事、付近に於ける石炭の發掘等を述べ、四十八度を以て二國の境を分たむ事を主張せり、石見守は今にして國境を定めずむば、樺太我有に歸せずとし、直に此説を容れしも、京極能登守は使節の權限を越ゆるものとし、安藤閣老の訓令せし五十度説を固持したり、茲に於て四十八度線説も消滅し、結局明年を期して兩國より、樺太へ境界確定委員を派し、親しく山川の形狀によりて之を定むる事とし、彼我之に調印せしは、文久二年(一八六二年)八月十九日なり。

かくの如くにして、三使節は十二月十一日を以て江戸に歸り、復命をなすや、幕府の政局は一變し、安藤閣老は既に罷められ、松平春嶽總裁職として、只將軍上洛の準備にのみ汲々として外事を顧るの暇なし、世の傳ふる所によれば、三使節の復命するや、春嶽は何等の用務を帯びて歐州に使せしやと問へりと。

内地に於ける事情かくの如きを以て、文久三年(一八六三年)七月露國シベリア總督カザケウイツチ樺太に至り、ニコライスクに我全權を待つ旨を、同國領事をして幕府に通牒せしめしも、鎖港の勅令既に下りし當時、内訌切りに起り、外事に携はるの暇なく、遂に露使をして空しく歸らしむるに至れり。元來多方面に頭腦を働かし得ざる日本人には、内憂交も起れる當時の狀勢に照し、其注意を一方に分つを得ざりしは無理ならぬと、此好機會を逸して益、露の南進を長せしめ、遂に樺太全島を失ふに至らしめしは實に外交上の一大失策といふべし。

337274

第十一章 小出大和守の定境談判

此時に當り、朝、幕の軋轢は既に極點に達し、内地は暗膽たる戰雲に閉ざされ、國中一人として意を北邊の警衛、防備に傾くるものなく、露の南進は日々に増長し來り、慶應元

年(一八六五年)には露の男女百余名、大砲二門を擁してクシユンナイに上陸し、或は地圖調査のためといひ、或は英人の覬覦に備ふと稱し、砲壘を築きて之を守備し、毫も幕吏の命を奉せず。かくの如くにして、シラヌシ、ナヨロの邊亦、我有に非ざるの觀を呈したりしかば、奉行小出大和守は屢、上書し、速に國境を議定すべきを迫りしも、幕府は依然として之に應ずる所なかりき。茲に於て大和守は、翌二年自ら江戸に趣き、樺太の急を説き、到底露と争ふを得ずむば、寧ろ之を露に與へよとまで極言し、更に大坂に至りて將軍に説く所あり、遂に幕議の決する所となり、慶應二年十月小出大和守を國境談判の使節とし、目付石川駿河守を副使とて露都に派遣せり。

一行は、同年十二月マテルスブルグに到着し、廿日を以て外務亞細亞局長スツレモーフと會見せり。スツレモーフは黒龍江守備の必要上、樺太を露領とし、之に換ふるにウルツプ以東の島嶼を以てせむ事を提議せり。大和守は此説を斥けて曰く、往時竹内、松平二氏の貴國に使するや、貴國は五十度以南クシユンナイの地は陣營を設けしを以て、クシユンナイを以て兩國の境界とせむ事を請へり、故に宜しく此約に基き、クシユンナイを以て界となすべしと、然れどもスツレモーフは既に我國の情勢を察知せる折柄、容易に之を容れず、日、露兩國の境界は、天然の界宗谷海峽を以て之を限り

とし、樺太とウルップ付近三島の交換を主張せり。かゝる提議の容れられざるは勿論にして、樺太島は日露兩國として下田條約の如く、雜居の條約を締結せしは、慶應三年（一八六七年）二月廿五日也。

樺太假規則

（慶應三年二月廿八日、露曆千八百六十七年三月十八日於聖比特堡調印）

樺太島は露西亞と日本との所屬なれば島中に在る兩國人民の間に行違の生ぜむ事を慮り互に永世の懇親を彌堅くせむため日本政府は右島中山河の形勢に依りて境界を議定せむ事を望む旨を日本大君殿下の使節はシントペートルスブルグに來りて外國事務所へ告知ありしと雖も露西亞政府は島上にて境界を定むることは承諾いたし難きを亞細亞局「ワレクトル」(役名)「クイニールウエツニク」(官名)「スツレモウハン」(入名)を以て報答せり、其故の巨細は大君殿下の使節へ陳述せり、且露西亞政府は右「カラフト」島の事に付雙方親睦の交際を保ん事を欲しその存意を述べり

第一 兩國の間にある天然の國堺「アニウ」を唱ふる海峡を以て、兩國の境界と爲し「カラフト」全島を露西亞の所領とすべし(横文には「ラベルーツ」ごあり)

第二 右島上にて方今日本へ屬せる漁業等は向後とも總て是までの通り其所得とすべし(横文には日本人へ云々とあり)

第三 露西亞所屬の「ウルップ」其近傍に在る「チルボイ、ブラツ、ネルボイ、プロトン」の三個の小島と共に、日本へ譲り全く異論なき日本所領とすべし

第四 右條々承諾難致節は「カラフト」島は是迄の通り兩國の所領と致置くべし、前書の條々互に協同せざるに付「カラフト」島は是迄の通り兩國の所領と爲し置き、且兩國人民の平和を保たんが爲め、左の條々を假に議定せり

第一條 「カラフト」島に於て兩國人民は睦しく誠意に交るべし、万一爭論あるか、又は不和のことあらば、裁斷は其所の双方の司人共に任ずべし、若其司人にて決し難き事件は双方近傍の奉行にて裁斷すべし

第二條 兩國の所領たる上は、露西亞人日本人とも全島往來勝手たるべし、且いまだ建物並園庭なき所、歎總て産業の爲に用ひざる場所へは移住建物等勝手たるべし

第三條 島中の土民は、其身に屬せる正常の理并附屬所持の品々とも全く其ものゝ自由たるべし、又土民は其ものゝ承諾の上、露西亞人日本人ともよこれを雇ふこ

とを得べし、若日本人又は露西亞より土民金銀或は品物にて、是迄既に借受けし歟、又は現に借財を爲すことあらば、其もの望の上前以定めたる期限の間職業、或は使役を以てこれを償ふ事を許すべし

第四條 前文露西亞政府にて述たる存意を、日本政府にて若向後同意し其段告知するときは右に付ての談判議定は互に近傍の奉行へ命ずべし

第五條 前に掲たる規則は、樺太島上の双方長官承知の時より施行すべし、但し調印後六ヶ月より遅延すべからず、且此規則中に舉ざる瑣末の事に至りては都て雙方の長官是迄の通り取扱ふべし

右證として雙方全權委任のもの此假の規則に姓名を記し調印せり、此に雙方の譯官名判を記したる英文を添へたり

日本慶應三年丁卯二月二十五日

露曆千八百六十七年三月十八日

於聖比特堡

小出 大和守 花押
石川 駿河守 花押

亞細亞寮長

タイニー、ソウエツニク、スツレモウホフ 手記

第十二章 千島樺太の交換

第一節 樺太買収説

慶應三年樺太假規則が、露都に於て調印せられしより、露の南下は依然として我北上を壓し、遂には全島を一統するの形勢を示せり。是より先、阿波に岡本監輔あり、夙に意を北邊の防備に注ぎ、慶應元年には自ら箱館の足輕西村傳九郎を伴ひて、樺太の東岸を探險し、風浪の險を凌ぎて、其東北極端を廻りて、西岸に出で、黒龍江に達せり。かゝる内に樺太假規則の締結ありて、幕府は同年十一月を以て東北諸藩に令し、土民の樺太開拓に従事するを許せり。然れども南下北上の差異は如何ともするを得ざりき。徳川幕府倒れて明治維新となるや、岡本監輔擧げられて權判事となり、樺太島を守備せしが、明治二年六月露の士官兵士三十名を率ゐてクシユンコタシに上陸し、占領の旨を告知し、國命と稱して去らざりしかば、監輔東京に至りて詳に其狀勢を訴ふ。かくて同年七月に至り、蝦夷開拓使置かれ、鍋島直正之が任に當り、三年三月樺太開拓使を置

き七月開拓次官黒田清隆を以て樺太に駐在せしむる等、外形上頗る完備の域に達したるが如く見ゆるも、露國の經營は益々盛んにして内地の拓殖、鐵山の發掘等、ソベリアの囚徒によりて行はれ、兵營の増設、裁判所、寺院等の設立を見るに至れり。

茲に於て樺太國境談判の議は、政府要路の間に行はれ、慶應四年五月には副島種臣をして、其任に當らしめむとせしも行はれず、同十一月特命全權大使岩倉具視の一行歐州を漫遊して露國に至り、樺太國境を議せむとして成らざりき。是より先、慶應三年（一八六七年）露國はアラスカの地を北米合衆國に賣渡せり。外務卿副島種臣は一策を案じ、米國の例に倣ひ樺太を買收して、純然たる我版圖となさむと謀り、時の大藏卿大隈重信によりて、國庫に餘剩あるを確め、買收の事に一決せり。然るに明治五年（一八七二年）露國代理公使ピツォフ、樺太事件談判のため日本に來る、種臣屢之を私邸に引見して、曰く、樺太の地、之を貴國の大を見て見れば、彈丸黒子の地に過ぎず、宜しく日本の買收を許可せられたしと。然るに露使は之を斥け、更に千島樺太交換の説を提議し、互に譲る所なかりしかば、買收の談判も何時纏るとも見せざりき。然るに翌六年八月に至り、佛國公使バルテルシーより、露國政府が我請求を容れ、樺太を讓與するの議一決せりとの秘報を得たりと告ぐ。然るにまた間もなくして、參議板垣退助馳せて種臣に告げ

て曰く、黒田清隆の建議により、廟議樺太讓與に一決せりと。當時種臣は外務卿たりしも、參議の職にあらざりしを以て、廟議に與るを得ざりしなり。種臣猶此事の露公使の知る所とならざらむ事を希望せしも、四五日を経、露公使種臣を訪ひて曰く、樺太買收の議は足下一人の言にして、貴國政府は之を我に讓與するの決議をなせしと聞く。願はくは此問題を放棄せられよと。茲に於て副島が買收の説は全く水泡に歸せり。

第二節 千島樺太の交換

黒田清隆の建議に曰く、

臣、嚮に言す、彼地中外雜居の形勢を見るに、僅に數年の安を保つべくして、永く其親睦を全する能はず。今速に之が謀を爲さざるを得ず。然と雖も事固より、前後緩急の序あり、北海道の近きを捨て、樺太の遠に及すは策に非るなり。故に先鎮府を石狩に置き、諸藩の支配地を收め、氣脈を通じ、政令を一にし、能者を海外に招き、將來の方法を議定し、百五十万圓を以て歳額と爲し、北海開拓の進歩に従て、漸次之が謀を爲すに若かず、獨り力を樺太に專にするに至ては、其成否臣の能く逆料する所に非るなりと廟議之を嘉納し、臣をして歐米諸國を経て開拓の實況を探り、且其業を長する

者を招て以て開拓の顧問と爲さしむ、臣の歸るや詔して兩使(明治五年壬申九月北海道開拓使樺太開拓使の二つを併したるなり)を合し、以て諸藩の支配地を罷め、定額を立つ、是に於て臣の歴見する所と教師の説とを、商量し更に其方法を議定し、既に之を實地に施す、墾釧其宜を得ば、數年の後種植收畜以て衣食を給するに足るべし加ふるに海産鐵屬の利を起し、有無を通じ、不足を補ひ、益之を擴充せば全道の開拓功を奏する當に日あるべし、獨り樺太の事に至ては、臣終に策の施すべきを親ず、即之を教師(矯龍等を云ふ)に質すも亦奇策の以て應ずるなし、臣嚮に外國に赴くの時、臨で、上言して曰く、力を無用の地に用て他日益なきは、寧ろ之を顧みざるに若かず、故に之を棄るを上策と爲す、便利を爭ひ紛擾を致さんより、一著を讓て經界を改定し、以て雜居を止むるを中策とす、雜居の約を維持し、百方之を嘗試し、左支右吾遂に爲す可らざるに至て、之を棄るを下策と爲す、臣猶速に之を棄るに忍びず、姑く方法を立て、之を實際に試むる茲に幸あり、而て猶未だ成業の算を定むる能はざる者は、地勢の已むを得ざる所あればなり、夫楠溪より東北數香に至る九十四里、西北鶴城に至る一百二十六里、其間人口僅に三千七十三人、其内土人二千二百二十四人、而て地方曠荒之を墾する經費巨大と謂ふべし、昨壬申臣試に金六万圓米五千石を

以て歲額と爲し、附するに小汽船一艘を以てし、官員の給俸、人民の撫育及往復運輸等の費用を總計すれば、曾て其餘る所を見ず、且其風土たる唯氣候寒烈のみならず、土地礫确斥鹵にして固り栽培の施すべきに非ず、漁獵の利ありと雖も衣食に給するに足らず、石炭を産するも其得る所を償ふ能はず、故に毎歲夥多の金穀を費し、之を撫育するも、其人民遂に自立の産を爲す能はざるべし、然らば則力を無用の地に用る獨り他日に益なきのみならず、其害を生ずるに至る必然なり、是れ臣が之を棄るを愈れりと爲す所以なり、臣今千思百慮國家の爲めに之を計るに、樺太の如きは姑く之を棄て、彼に用る力を移して速に北海道を經理する者、今日開拓の一大急務にして、抑又我國の富強に關する所なり、且千八百六十八年に當り、露國所有米利堅北方の土地大約十九万八千方里、其土人四万餘人を併て、七百万弗を以て米利堅合衆國に賣るも、蓋し善く其得失を豫算し謀ありと斷ありと謂ふべし、今樺太の事何ぞ此に異ならん、願くは其名を棄て、其實に就き、姑息を去て、果斷に出で、速かに富強の大本を立て、永く國家を富岳の安に置んこと、是臣が腹心を披て愚忠を効す所なり、と其説の可否は暫く論せず、廟議既に決し復如何ともすべからず、明治七年(一八七四年)一月海軍中將板本武揚を特命全權公使に任命して、露都に派遣し最後の疆界談判

を開かしむ。九月二日露の亞細亞局長スツレモーフと、第二回の會見に於て、彼は頗る強硬なる態度を取り、ラペルーズ海峡を以て兩國の境界と定むる事を主張し、我は島上に於て天然的境界を立つるを主張せしが、露國はこれを以て其弊害、雜居よりも甚しと駁撃せり。公使は樺太に關する交渉の沿革より説き初め、プウチャチンの長崎に於ける談判の際には、未だラペルーズを以て堺とするの定見なく、ムラヴィオフの來るに及び、始めて樺太併呑の説となりし事を述べ、之に反し我國は、初め五十度ホロコタンを以て界とせむとし、小出大和守の時には、クシユンナイを以て堺とすべきを求めしも、その承諾する所とならず、故に前日の筒井、小出の論を執拗するにあらざれども、唯島上自然の地勢によりて、兩國の堺を畫せむ事を望む。露國は既に日本が樺太讓與の意志を充分知悉し、一步も我に讓るの愚を試る筈なく、形式的談判の結果は、遂に豫定の如く樺太、千島交換條約となり、明治八年(一八七五年)五月七日板本公使と露相ゴルチャコフとの間に締結せられ、同年八月廿二日を以て東京に於て本書交換せられたり。かくて日露兩國の官吏は、九月樺太、クシユンコタンに會して樺太讓與式を行ひ、十月クリール島に會して千島讓與式を行へり。

樺太千島交換條約

(明治八年五月七日露曆千八百七十五年四月廿五日於比特堡調印)

同年我八月二十二日八月十日於東京本書交換)

大日本國皇帝陛下と

全露西亞國皇帝陛下は今般樺太島(即薩哈噠島)是迄兩國雜領の地たるに由りて屢次其間より起れる紛議の根を断ち現下兩國間より存する交誼を堅牢ならしめんが爲め大日本皇帝陛下は樺太(即薩哈噠島)上に存する領地の權理、全露西亞國皇帝陛下は「クリール」群島上より存する領地の權理、を互に相交換するの約を結んと欲し

大日本國皇帝は海軍中將兼露京特命全權公使從四位板本武揚に其全權を任じ全露西亞國皇帝陛下は太政大臣勳章略之公爵アレキサンドル、ゴルチャコフに其全權を任せり

右各全權の者左の條款を協議して相決定す

第一款 大日本皇帝陛下は其後胤に至る迄、現今樺太島(即薩哈噠島)の一部を所領するの權理及君主より屬する一切の權理を全露西亞國皇帝陛下より讓りて、而今以後樺太島は悉く露西亞帝國より屬し「ラペルーズ」海峡を以て兩國の境界とす

第二款 全露西亞國皇帝陛下は、第一款より記せる樺太島(即薩哈噠島)の權理を授け、

代として其後胤に至る迄現今所領「クリル群島即第一「シユムス島、第二「アラウト」島、第三「ハラムーリ」島、第四「マカナル」島、第五「ランネコタン」島、第六「ハリムコタン」島、第七「エカルマ島、第八「シヤスコタン」島、第九「ムシル」島、第十「ライコケ」島、第十一「マツア」島、第十二「ラスツア」島、第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島、第十四「ケトイ」島、第十五「シムシル」島、第十六「ゴフトン」島、第十七「チエルホイ」並に「ブラット、チエルホエフ」島(共計十八島の権理及び君主に屬する一切の権理を大日本國皇帝に譲りて、而今而後「クルリ」全島は日本帝國に屬し、東察加地方「ラバツカ」岬と「シユムシユ」島の間なる海峽を以て兩國の境界とす

第三款 前條所載各地并び其地産は此條約准批取爲換の日よりして直に全く新領主に屬する者とす、但其各地受取渡の式は批准後双方より官員一名又は數名を撰で受取掛とし、實地立會の上執行ふべし

第四款 前條所記交換の地には、其地ある公園の土地人の下手せざる地所、一切公共の造築壘壁屯所及び人民の私有に屬せざる此の種の建物等を所領するの権理も兼存す

現下各政府に屬する一切の建物及動産は、第三款に載する双方の受取掛取調の

上、其代價を按査し其金額は其地を新に領する政府より出す者なり

第五款 交換せし各地に住む各民(日本人及露人)は、各政府に於て左の條件を保證す、各民並共其本國籍を保存することを得ること、其本國に歸らんと欲する者は常に其意を任せて歸るを得ること、或は其交換の地を留るを願ふ者は其生計を充分に營むを得るの権理、及其所有物の権理、及隨意信教の権理を悉く保全するを得る、全く其新領主の屬民(日本及露人)と差異なき保護を受くる事、雖然其各民は並共に其保護を受ける政府の支配下に屬す事

第六款 樺太島(即薩哈噠島)を讓られし、利益に酬ゆる爲め、全露西亞國皇帝陛下は次の條件を准許す

第一 日本船の「コルサコフ」港、即「クシユンコタン」に來る者の爲めに、此條約批准爲交換の日より十ヶ年間港税も海關税も免ずること、此年限滿期の後は猶之を延すも又は税を收めしむるも全露西亞皇帝陛下の意に任す、全露西亞皇帝陛下は、日本政府より「コルサコフ」港へ其領事官又は領事兼任の吏員を置くの権理を認可す

第二 日本船及商人通商航海の爲め「ヲホツク」海諸港、及東察加の海港に來り又

は其海及海岸に沿て漁業を營む等、渾て露西亞最懇親の國民同様なる權理及特典を得る事

第七款 海軍中將板本武揚委任狀到來せずと雖、電信を以て其送致する旨を確定せらるゝに依り、其到るを待たずして此條約面に記名し、其到るを待て各全權委任狀を相示すの式を行ひ、別に其事を記して以て左券とすべし

第八款 此條約は大日本國皇帝陛下、並に全露西亞國皇帝陛下並に、互に相許可し而して批准すべし、但各皇帝陛下の批准爲取換は各全權記名の日より六ヶ月間に東京に於て行ふべし

此條約に權力を附する爲め、各全權各其姓名を記し並に其印を鈐する者なり

明治八年五月七日

露曆千八百七十五年 四月二十五日
五月七日

聖比特堡に於て

板本武揚印

ゴルヂャユフ印

條約に属する公文(譯文)

(明治八年五月七日於比特堡に於て調印)

日本國皇帝陛下の政府と、露西亞國皇帝陛下の政府は本日兩帝國間に結びたる條約第四款に載たる件を完成せんが爲め、下名の者協議の上左の條款を定む

第一款 露西亞帝國政府は、本條約の旨に基き、日本政府附の建物及動産を引受べきを以て其代價を日本政府に拂ふことを承諾し、日本政府より報知せられし金額即棟數一百九十四軒代價七万四千〇六十三圓(日本ドル)及、動産の代價一万九千八百十四圓を以て其物價檢査の基本となす

第二款 本日取結びの條約第三款に掲ぐる、各地受取掛雙方役人は、各地に在る建物及動産の兩政府に歸すべきものを檢査して、其代價を決定すべし

右雙方役人より、各地並に靜動二産受取渡濟及其決定せし、代價の届書落書の後、露西亞政府附の物品代價差引剩餘金額は各地並に靜動二産公然受取濟より、六ヶ月内に比特府に於て日本公使、又は日本國皇帝陛下より、別段に其命を奉じたる役人に渡すべし

第三款 日本結約の第五款中に陳する交換せる各地に留る各民の權理及地位并に各地に住む土人の義に付ては、東京に於て日本政府、露西亞辦理公使と、尙之に

附録すべき條款を取極む可し、其爲め入用なる全權を露公使に附するものなり
第四款 前條に載たる議定せし件は同日記名せし本條約の列に加へたるも同じ
權力ある者なり

右を確定する爲め下名の者此公文を作り以て各其印を調する者なり

明治八年五月七日

一千八百七十五年四月廿五日

於聖比特堡

板 本 武 揚 印

ポルチャコフ 印

樺太千島交換條約附録(譯文)

(明治八年八月廿二日露曆千八百七十五年八月十日於東京調印)

明治八年五月七日即ち千八百七十五年四月廿五日、露國聖比特堡府に於て調印濟の公文、第三款に基き、及同日調印の條約第五款の旨趣を完全ならしめ、且施行せんが爲め、雙方讓與濟の領地に在住せる、各政府臣民の權利、及其身分、且兩地方土人のことにつき、日本皇帝陛下、及全露西亞皇帝陛下は、爲めに各全權委員を命じたり、即

ち日本皇帝陛下は、其外務卿寺島宗則を之に任じ、又全露西亞皇帝陛下は、侍從兼國院議官日本在留辨理公使シャル、ヌツルウエを以て此任に宛て、雙方委任の書を照應し、狀實良好にして、其至當たるを見て、左の條款を合議決定するものなり

第一條 交換濟の各地に住む日本及露西亞の臣民、現に其所有せる地に在住せんと願ふものは、自個の職業を十分營むを得、且其保護を受くべし、又現在所有地界限中にて漁獵及鳥獸獵を爲すの權を有し、且其生涯中自己の職業上に關する諸税を免すべし

第二條 樺太サガリン島、及クリル島に在住せむと決定すべき各臣民は、所有の權利を有すべし、又現今所持の不動産より收入する物件及所有の權利を證明せる證書を渡し置くべし

第三條 樺太サガリン島、及クリル島に、在る各臣民は、自個の宗旨を尊崇すること全く自由たるべく、又禮拜堂、寺堂及墓所は、毀害すべからず

第四條 樺太サガリン島、及クリル島に在る土人は、現に住する所の地に永住し、且其儘現領主の臣民たるの權なし、故に若し其自個の政府の臣民たらんことを欲すれば、其居住の地を去り、其領主に屬する土地に赴くべし、又其儘在來の地に永

住を願は、其籍を改むべし、各政府は土人去就決心の爲め此條約附録を右土人に達する日より、三ヶ年の猶豫を興へ置くべし、此三ヶ年中は是迄の通り樺太島及、クリル島、又て得たる特許及義務を變せずして、漁獵及鳥獸獵其他百般の職業を營むこと妨なしと雖も、總て地方の規則又法令を遵奉すべし、前に述ぶる三ヶ年の期限過ぎて猶雙方交換濟の地に居住せんことを欲する土人は總て其地新領主の臣民となるべし

第五條 樺太島及クリル島の土人は各自の宗旨を尊崇すること全く自由たるべし又寺堂及墓所は毀害すべからず

第六條 此條約附録の右五ヶ條に載せたる、議定の件々は明治八年五月七日聖比特條に於て調印濟の條約に加へたるも同じ權力あるものなり

右を確定する爲め各全權委員此條約附録を作り二通となし以て各其印を關するものなり

東京に於て

明治八年八月二十二日

千八百七十五年八月十日

日本外務卿 寺島宗則 印

露西亞國辨理公使 セ、ヌツルウエ 印

願れば、多年日露兩國の争点となり、幾多の交渉を重ねし千島樺太問題も、日本の讓歩よりて故なく解決せられ、露國はこれによりて南侵の階梯を造り、日本は之によりて無益の土壤を割讓し、之に用ふるの資を北海道の經營に宛つるを得たりと稱す。本書は只事實を傳ふるを以て主眼とし、敢て政治上の議論を試むるものにあらず、雖、猶此の如き憶病なる消極主義が、勝利を占るむに至りしを怪まざるを得ざる也。

第十三章 結論

以上述べ來る所を約するより、日露兩國の關係は、其源を露國の東方經營に發し、カムチャツカの占領によりて、漸く密接の關係を生じ、南下の銳鋒は、忽として北千島の占領となり、加ふるに、露領北米殖民地に於ける商業の勃興は、茲に太平洋政策の起源を造り、寛政四年（一七九二年）を以てラツクスマンをして、公然貿易を日本に乞はしむるに至れり、而して當時の日本は、もとより從來の鎖國制度の許し、一種の狡猾なる外交手段を用ひ、暗や裡に其請願を許可するの体を裝ひて、之を歸せしが、此好手段は何等の

効を奏せず、直ニレサノフの來朝となり、文化元年(一八〇四年)東洋商業擴張の希望と、多少の私心とよかられて日本に向へる使節は、斷然たる交通を拒絶せられ、たゆべからざる冷遇を受けて激昂し、遂ニフォントフ、ダビドフの二人をして、千島樺太を侵掠せしむるに至れり。こゝに於て日本は、此侵掠を以て露國政府の命を出づるものとし、露國は只、一の海賊的所業として省みず、所謂國際間の悪感情は、穩密の間、惹起せられたり。是れ日、露關係の最も危険なる形に於てあらはれたる時として、露國がカタリナ二世の遺策を奉じて、其侵略主義と、大平洋政策とを遺漏なく發表したるの時也。而してフォントフ、ダビドフの侵掠は、附眠を貪れる日本人の覺醒を促し、文化五、六の兩年(一八〇八、一八〇九年)に亘れる松田傳十郎、間宮林藏の探險及、蝦夷の經營となり、他は日本人の復讐的精神を激勵し、遂にゴロウニン、幽囚事件(文化八年、十年)となり、要するに該事件は、レサノフ、フォントフ事件に對する反響に外ならずして、日本の事なれば外交主義は露の讓歩的態度と一致し、遂に「ゴロウニンを放還して、多年兩國人民の間に蟠れる悪感情に形式的和解を與へ、極めて平和なる局を結びたり。然れども、かくの如き和解は、眞に形式的のものに過ぎずして、既に千島、樺太の大半を侵略せる露國と、之と界を接する日本と、衝突するに至るは火を賭るよりも明なり。故

にリコルドの日本を去るや、明年を期して兩國の境界を定めむ事を約せり。當時露國は、ナポレオン戦争の影響を受け、内政の改革に従事する内、希臘戦争ありて、其私心を退ふするの好機會を與へ、次で佛に七月革命ありて、其影響を波瀾に蒙り、國の内外頗る多事、爲に邊を極東に用ふるを得ざる事凡四十年、嘉永六年(一八五三年)に至り、歐米の諸國、修好、交易を日本に求むる者頻々相接するや、露國もプウチャチンを使節として、一は交易を求め、二は定境の事を議せしむ。是より以後、北方に於ける日露の關係は、外交の巧拙如何によりて決せらるゝ也。初めプウチャチンはエトロフ以北、樺太の大半を以て露領なりと主張し、我はエトロフは勿論、五十度以南の樺太を以て日本領なりと固持し、互に相譲らざりしが、遂に下田條約によりてエトロフは日本に屬し、樺太は別に界を立てざる事として第一回の談判を終れり。然るに安政六年(一八五九年)ムラヴィヨフ、アイガン條約の例を日本に試みむとして渡來し、頗る強硬なる態度を以て樺太全領を主張せしが、是亦何の効をも奏する事なくして終り、翌文久元年には露人の對馬上陸事件起り、文久二年(一八六二年)竹内、松平二氏の露都に於ける談判となり、露國より四十八度線定界説出でたれど、我拒絶する所となり、翌年を期して兩國の使節樺太に會合し、親しく界を定めむ事を約せり。然れども日本の破約により、こゝにま

た決定に至らず、而も此間に於て露の南進は益々激増し來りしかば、慶應三年（一八六七）年露都に於ける小出大和守の談判となり、樺太假條約の締結を見るに至れり。然れども、只下田條約を確めたるに過ぎずして、露の拓殖經營は日を追ふて進歩し、我勢力は日を経るに従ひ不振の姿を呈し、樺太露領は事實に於て現はれむとせり。茲に於て硬派は樺太買收説となり、軟派は讓與論となり、結局後者勝を占め、明治八年（一八七五年）に至り千島、樺太の交換を見るに至れり。

千島、樺太の交換は、兩國積年の紛擾を一掃せりと雖、露國の南進はやがて極東に於ける兩國利害の衝突となり、明治廿八年に於ける遼東半島の還附は、再び日露葛藤の始めを開き、露國が韓半島及滿州に於ける暴狀は遂に日本を驅て、東洋の平和を永遠に維持するため、廿七年二月露國に對し國交斷絶の通知を送るに至らしめたり。

願れば十八世紀の初より、今日に至るまで、我國の露國に對する關係は常に受動的の地位に立ち、幾度びか耐ゆべからざる屈辱を蒙り、消すべからざる怨恨を留めたり。臥薪嘗膽の語は、廿八年に始りしも、其實は遙に以前より我國民の胸裡に鬱勃たりし也。而して今や我帝國は東洋平和の維持者として、鋒を露國と交ふ、其昔を知り、今を觀る者、如何なる態度を以て、露國に臨まむとするか、吾人は只堅忍の二字を以て、我國民に

贈らむのみ。

千島樺太侵略史

終

日露外交重要事項年表

西 曆 日本年號 (月日は日本に據る)

- 一五五五年 弘治元年 西比利亞の酋長エチゲル其地を擧げて露帝イヴン四世に服従す露國亞細亞に手を染むるの始なり爾後西比利亞の經營に着手す
- 一六五〇年 慶安三年 露人始めて日本に來ると傳ふ
- 一七一〇年 寶永七年 日本船一艘アワツカ灣に漂着す
- 一七二一年 正徳元年 露國カムチャツカ半島を一統し西比利亞全土露領に化す
- 一七二一年 正徳元年 コサツク兵始めて千島に侵入し第一島今の占守島を貢國とす
- 一七二三年 正徳三年 コサツク兵日本風島發見のため派遣せらる
- 一七二七年 享保十二年 露國千島發見の遠征隊を派遣す
- 一七二九年 同 十四年 日本船二艘カムチャツカに破船し乗組人多く殺さる
- 一七三七年 元文二年 スパンゲンベルグ等露國の命により日本の東海岸を探險す
- 一七四一年 寛保元年 ベーリング等露帝の命を奉ヒアリュート島を發見し北米大陸に達す爾來北米の西海岸及附近の諸島露國の殖民地となる

一七六五年 明和二年 千島に於ける露人とアイノ人との争闘

一七七三年 安永二年 露帝カタリナ二世日本語學校をイルクツクに開く

一六六八年 明和五年 露人ケレトフセ露船二艘を率ゐて根室領ノツカマア運上屋に來り貿易を乞ふ其後露人のエトロフ、ウルツプ、クナヨリの間を往來する事廿年ウルツプ以北の千島列島はこれに前後して露領となる

一七七八年 安永八年 伊勢の船夫幸太夫等漂流してカムチャツカに至る

一七八三年 天明三年 露米商會の建設

一七八五年 天明五年 九月四日露使ラツクスマン日本の漂流者を送りて根室に入津し修交を乞ふ

一七九二年 寛政四年 六月廿一日幕吏石川忠明松前にてラツクスマンと會見し交易を拒絶す
七月十四日ラツクスマン歸國の途に就く

一七九三年 寛政五年 一月十六日東蝦夷地を七ヶ年幕府の直轄とす文化二年永久上地とし四年西蝦夷地をも收む幕吏石川忠房、羽太正養等をして蝦夷地の經營を謀らしむ

一八〇四年 文化元年 九月七日露國使節レサノフ日本の漂流民を送りて長崎に來り交易を求む

一八〇五年 文化二年 三月七日幕吏遠山景晋レサノフと會見し再航を禁す三月廿日レサノフ長崎を去る

一八〇六年 文化三年 九月十一日露人フオントフ、ユノ號に乗じて樺太オイトマリに上陸し廿三日クシユンコタンを侵掠し廿八日カムチャツカに向つて去る

一八〇七年 文化四年 四月廿三日露人フオントフ、ダビドフの二人ユノ、マリアの二船に乗じエトロフナイホに上陸し廿五日を以て侵掠を始む
九月廿三日露人再び樺太ルオタカに寇す五月末より六月初めに亘りてリシリ附近を荒し日本船を燒棄す

一八〇八年 文化五年 正月蝦夷地の警備成る

一八〇九年 文化六年 四月十三日松田傳十郎、間宮林藏、樺太探險の途に就く六月廿日宗谷に歸る
七月十三日林藏再び宗谷を發し樺太西岸を探險す

一八一一年 文化八年 九月二十三日間宮林藏樺太の西岸シベリア東部の探險を終へて宗谷に歸る

一八一二年 文化九年 六月三日幕吏奈佐政辰、露國軍艦デアナ號艦長ゴロウニン等をクナヨリにて捕ふ
八月四日リユルト露艦を率ゐクナヨリトマリに來りゴロウニンの放還を乞ふ十三日高田屋嘉兵衛を捕へて去る

一八一三年 文化十年 五月廿三日露艦シナヨリトマリに來り高田屋嘉兵衛を還す
九月廿五日ゴロウニン等を放還す

一八五三年 嘉永六年

七月十七日露國使節プツチャチン軍艦四隻六百九十人を率ゐて長崎に來り國書を呈す

十二月幕吏筒井肥後守、川路左衛門尉長崎に來りプツチャチンと會見す

一月八日プツチャチン長崎を去る

十月十五日プツチャチン下田に來る

十二月廿一日筒井川路等プツチャチンと會見し兩國和親條約を結びエトロフは日本にウルツプは露國に樺太は雜居地と定む

七月八日露使ムラヴィオフ軍艦四艘を率ゐ品川灣に泊す若年寄遠藤但馬守

酒井右京亮と樺太國境問題を議し遂に決せずムラヴィオフ八月九日を以て品川を去る

一八五四年 安政元年

二月三日露人ピリレフ露艦を率ゐて對馬尾崎浦に碇泊し亂暴猖獗を極む

八月十八日露艦對馬を去る

七月十四日日本使節竹内下野守、松平石見守露都ペテルスブルグに至る

八月十九日竹内松平等露のイグナチーフ將軍と規約を結び明年を以て兩國全權を樺太に送り實地踏査の上兩國境界を定むべきを約す

二月廿五日小出大和守石川駿河守露都に於て露のヌツレモウホフと樺太雜居の議に調印す

一八六七年 慶應三年

一八六二年 文久二年

一八六一年 文久元年

一八七五年 明治八年

五月七日露都に於て全權公使榎本武揚とゴルチャコフとの間に樺太千島交換條約を締結す

九月樺太讓與式を行ふ

十月千島讓與式を行ふ

一八九五年 明治廿八年

五月十日遼東還附の詔勅下る

一八九六年 明治廿九年

五月十四日小村ウエーバーの日露協商成る

一八九八年 明治卅一年

六月九日山縣ロバノフの日露協商成る

一九〇〇年 明治卅三年

三月廿七日露國旅順口、大連灣一帯を租借す

一九〇二年 明治卅四年

四月廿五日日露第二協商成り露國朝鮮より退く

一九〇二年 明治卅五年

八月露國清國に鐵道布設權を獲得す

三月清國に義和團匪起る

六月列國聯合軍を組織して清國を伐つ

七月十四日露國滿州に單獨運動を始む

二月七日露清特約の説傳はる

四月五日日清特約撤去の宣言を發す

一月卅一日英同盟締結せらる

四月八日滿州撤兵條約成る露國其約を履まず

六月廿日露國龍巖浦を租借す
 七一下旬露都に於て滿韓問題に關する日露の交渉始まる後之を東京に移す
 一九〇三年 明治卅六年
 二月六日日本は兩國外交斷絶を露國政府及日本駐在露國公使に告知す
 二月八日九日旅順海戰同九日仁川沖海戰
 一九〇四年 明治卅七年
 二月十日日露兩國共ニ宣戰の詔勅を發す

日露外交重要項年表終

明治三拾七年六月十二日印刷
 明治三十七年六月十八日發行

千島樺太陸略史奥付
 賣價卅五錢
 郵稅四錢



著者 中村善太郎

發行者 伊藤時

印刷者 成温平

印刷所 成活版所

東京市日本橋區大傳馬町二丁目廿一番地

東京市神田區表神保町十番地

右同所

發兌元

東京市日本橋區大傳馬町
二丁目廿一番地

文友館

文學士 上田敏 著

みをつくし

四六判全壹册
特製七拾八錢
並製六拾五錢
郵稅各十

佛伊獨露米西の藝苑に近世の名文と稱せらるゝ短篇十數種を和らげたるもの、或は奔放、或は冷艶、或は幽邃、一として清新ならざるなし。譯は原文の語脈を嚴守して、聲調の微韻を傳へ、古言を復活し、新語を創作し、舊態の様式を離れたれば、循俗の文章に覺め難き特色を具ふ。現代の暗潮、澎湃として業に已に絶東の岸を洗へり、時文の濛に棹して、時運の流を究めずや。

文學士 上田敏 著

最近海外文學

四六判全二册
正編參拾八錢
續編參拾八錢
郵稅各六

海外文壇に於ける近刊の名著を評論し現代の大家を紹介して、近き五年間の文藝史料を蒐録したる者は、この『最近海外文學』なり。佛蘭西詩壇の新聲を論じ、南歐文學の生動を説き、英米文壇の逸話を語りて、未だ文學の史に載らざる新奇の事實を傳ふるのみならず、世の常の人名辭書に求む可からざる現代名家の生月日、著作書名、作品の引例、又これが研究に資する参考書目等を記述したれば、西歐の最近思潮に棹し、文藝刻下の傾向を詳にせむと欲する者は必讀の書なり。

故透谷 北村門太郎氏遺稿

透谷全集

四六判全壹册
特製壹圓三拾五錢
並製壹圓十錢
郵稅各十

故透谷北村門太郎氏が遺稿斷篇の散逸せんことを恐れ、かつて一册子となして文學界雜誌社より刊行せしが、小集久しく絶版となりて、世の氏が當年の素志を惜しみ、その清雋激切の文字に思を寄せらるゝ諸君子の望に添ふこと能はざりしを恨み、先の『透谷集』に加ふるに、更に庵中の遺珠數篇、『蓬萊』の一曲を以てし、こゝに『透谷全集』と題す。

奧好義撰曲 加藤義清作歌

方舞唱歌

大判全壹册
賣價十五錢
郵稅二

本書は方舞唱歌の嚆矢にして、アメリカン、クドリルに我が歌詞を附けたるものなり。撰曲者は、御製金剛石の作曲者として名譽高き斯道の大家にして、附する所の四季及び祝の歌は、男女の誦詠に適する様に意を用ひたれば、各女學校の唱歌用書として、恰適の良書たるの評を得たり。又巻末には方舞略譜を附録としたれば、以て舞踏法の一斑を學ぶ事を得べし。各歌詞毎に優美なる木版畫を挿み、巻帙の美は世未だ之に比すべきものなし。

文學士登張竹風著 結城素明畫

小説 あらひ髪

大判全拾壹錢
郵賣稅價六拾錢

社會は道德なるか、道德は社會なるか。人生畢竟何の用ぞ。紛々たる没分曉の毀譽褒貶を超越して、深く人生の歸趣を思ひ、轆轤落魄の一美人に滿腔の同情を寄せ、一片の俠氣已む能はず、渾身の涙を濺ぎ、苦境又苦境、終に痛絶慘絶の悲劇を演ずる明治男を捕へて、多恨多情の想を遣るに、艶麗の筆を以てし、滿紙凡べて涙痕を留むる絶世の悲哀文字。讀者一たび此書を手にはせば、徹宵猶卷を掩ふ能はざるべし。

星野天知著 一條成美畫

やますげ

新形全拾壹錢
郵賣稅價六拾錢

曾て文壇を愕かしたる一新思想「文學界」と云もの有りしを忘れ給ふまじ、此牛耳を取りたる斯道の一驍將天知翁の在りしを、吾れ此程天知先生の文房を叩きて此「やますげ」一卷を得たり、先生曰く之は戀のすねもの破蓮坊が一代の風流談なりと、取りて見るに其嬌麗薄紫の袖の香床しきあれば悟りて、悟らぬ濃艶こむらきの一くねりあり、其美術家の惑ひと狂ひの二趣向の如き作家の機微を捉えたるあり、忽にして世路の修行を語り忽にして人世の狂態を罵る、もし夫れ心の眞に二世の縁を話ひ、怪しき他生の戀を述ぶるに至つては、これや盛春の風流なるべし、其文體の高雅優艶なる洒脫輕妙なる、更に江戸辯の世話物に至りては思ふに江戸生粹の意氣あるべし。

黒法師著 ● 鏑木清方畫

● 紙數二百二十頁 ● コロタイプ印刷
● 裝釘優美判形 ● 全一冊

讀賣新聞所載小説

想夫憐

定價金四十五錢
郵稅金六錢

本書一度讀賣紙上に掲載せられしより幾万の讀者をして均しく歡聲を發せしめたる小説なり、卷中載する所は世の中に思ひ嫌はるゝ素姓に生れたる可憐なる美人が階級高き家に嫁さば、慘忍冷酷なる軍人の迫害を受け胸に萬斛の秘密を藏するが故に涙に明し涙に暮す有様より戀に泣く淑女あり美を妬む寡婦あり皆な著者が靈活なる筆力に依て紙上に躍れるが如し

發行所 東京日本橋區馬喰町三丁目十四番地 今古堂書店

露國文豪 プーシキン原著 梶田半古畫
讀賣主筆 足立北鷗 德田秋聲共譯

露國軍 士官の娘

大判全壹册
賣價五十錢
郵税六錢

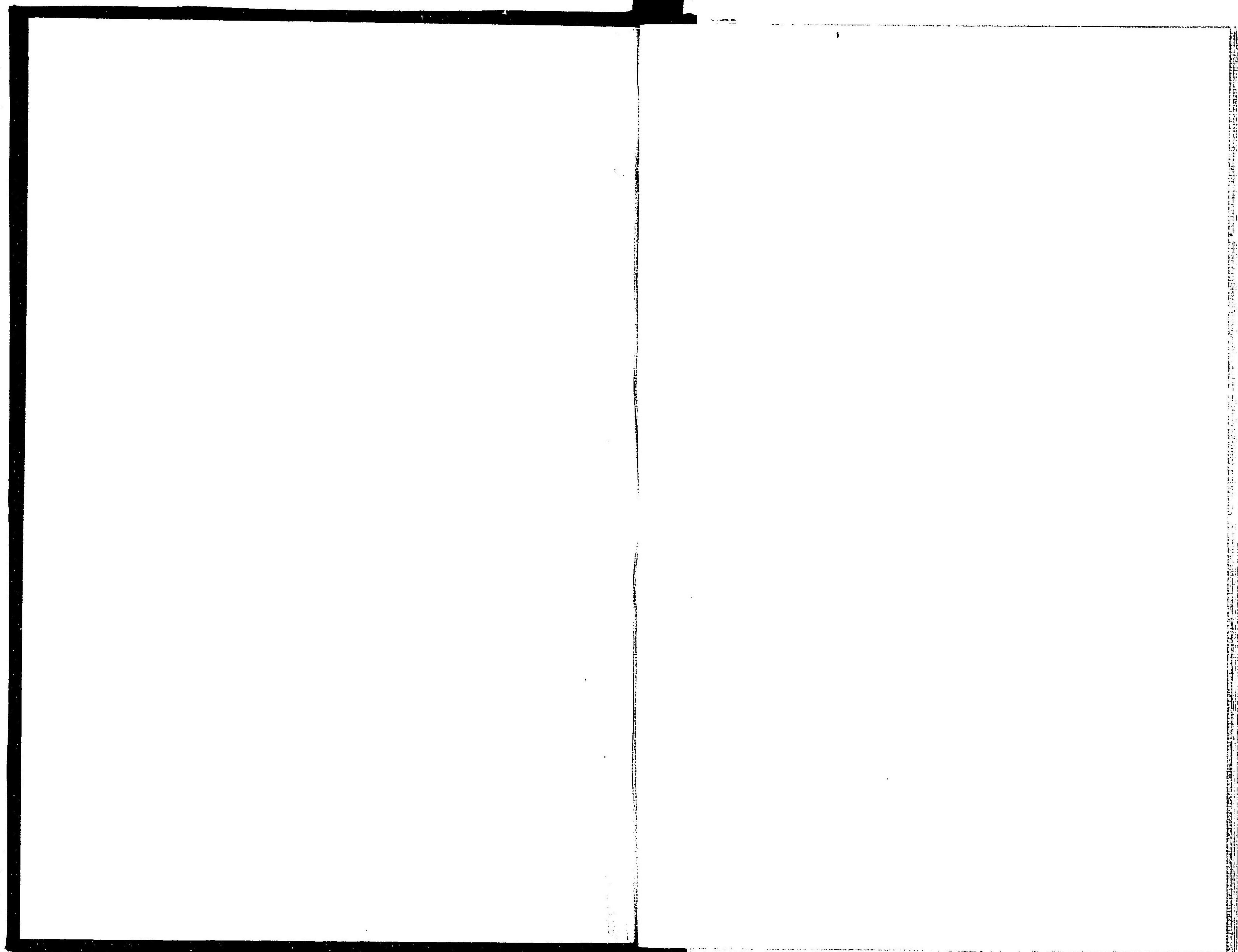
原著者プーシキンは露國第一流の文豪也。毎日露の風色を現して人物との配合面白し譯文遺憾なき程輕快也。萬朝曰宛がら我國の時代物を讀むの感あり譯筆穩かにしてそゞろは原著書を偲はしむ。中央曰其結構の奇其文致の妙能く露國の人情風俗を發揮す。人民曰曠漠たる露國內地の自然の風俗を叙する處甚だ精緻。日日譯文をよく其妙處を失はず裝釘の美なるは近來稀に見る處也。時事曰行文流暢能く原著者の意を傳ふ。東京朝日日譯文婉曲流暢近來出色の著作也。

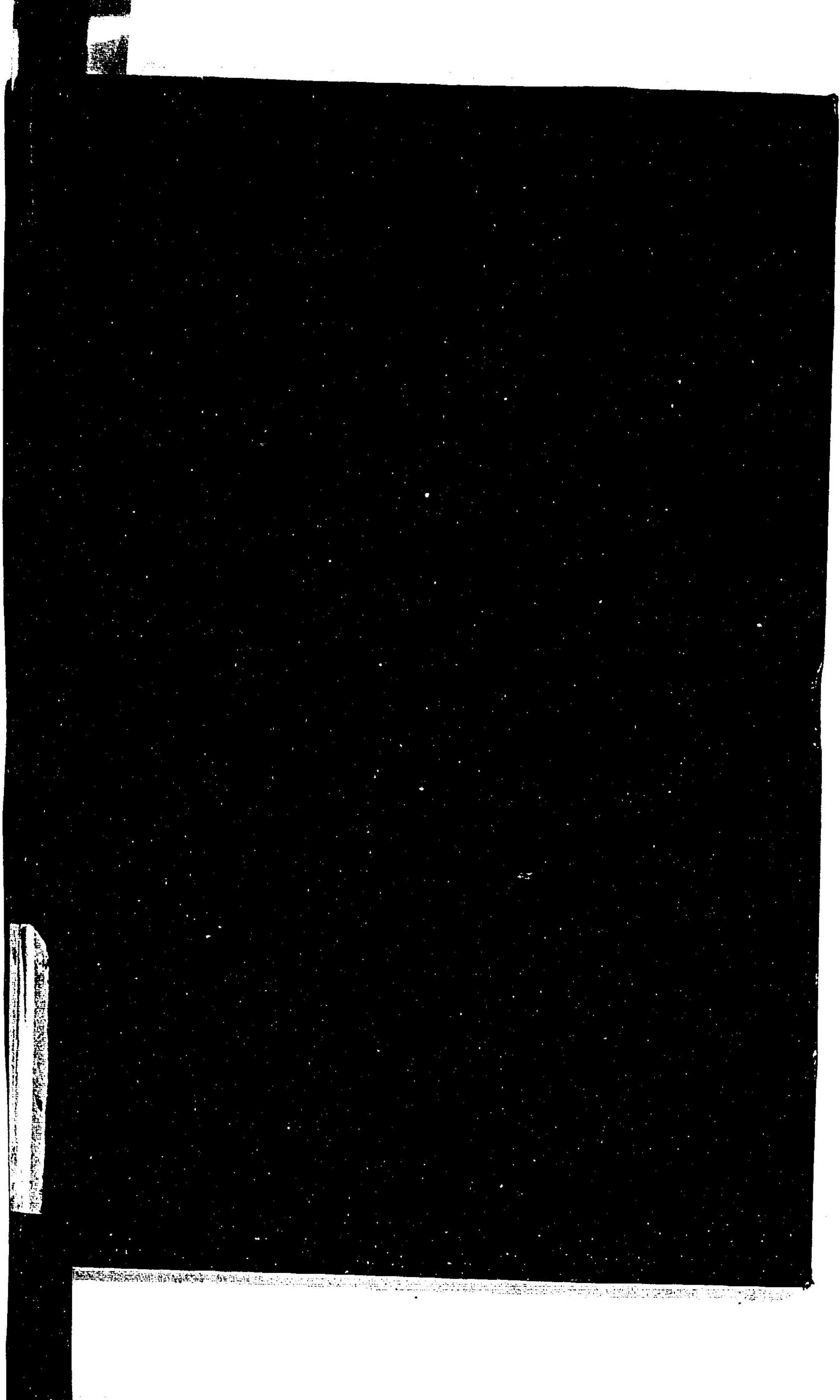
讀賣主筆 足立北鷗口述

野蠻なる露國

全壹册
賣價三十五錢
郵税四錢

本書は著者北鷗君が多年露國に在りて親く其實情を視察せしものを骨子となし、兼ねて諸外人の露國見聞記の類を參加せしもの、露國の暗黒面を寫して明鏡の前に遁影無からしめ、遺憾なく彼れの裏面を發きて魑魅魍魎盡く其正體を現さしむ。眞に近來絶奇の大文字たり。卷頭には北鷗君撮影の寫眞十六圖を光澤紙に印刷して挿入す。





210.598
N449t

001942-000-9

210.598-N449t

千島樺太侵略史

中村 善太郎/著

M37

ACB-4933

